

(愛媛県議会)(第三八六八号)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に
関する意見書(宮城県議会)(第三八六九号)

米の需給・価格安定対策及び需給拡大に関する
意見書(岐阜県本巣市議会)(第三八七〇号)

諸外国における農林水産物等への輸入規制の早
期解除を求める意見書(岩手県議会)(第三八七
一号)

諸外国等による農林水産物・食品の輸入規制の
早期撤廃を求める意見書(埼玉県議会)(第三八
七二号)

諸外国・地域における農林水産物等の輸入規制
の早期撤廃に向けた措置を求める意見書(愛媛
県議会)(第三八七三号)

森林整備等の森林吸収源対策の財源確保を求め
る意見書(和歌山県議会)(第三八七四号)

森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意
見書(愛媛県議会)(第三八七五号)

畜産の収益力を強化するための畜産クラスター
関連事業の継続・拡充を求める意見書(福岡県
議会)(第三八七六号)

畜産の生産基盤強化及び経営安定化に向けた対
策に関する意見書(宮崎県議会)(第三八七七号)

TPP協定交渉における国会決議の遵守を求め
る意見書(岐阜県議会)(第三八七八号)

手取川水系における濁水の早期解消を求める意
見書(石川県議会)(第三八七九号)

手取川水系における濁水の早期解消を求める意
見書(石川県小松市議会)(第三八八〇号)

農林水産物・食品の輸出促進に向けた施策の拡
充を求める意見書(北海道帯広市議会)(第三八
八一号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(北海道新ひだか町議会)(第三八八
二号)

農協法改正をはじめとした「農業改革」に関する
意見書(岩手県北上市議会)(第三八八三号)

農業・農協改革に関する意見書(岩手県一関市
議会)(第三八八四号)

農業農村整備の着実な推進を求める意見書(岩
手県一関市議会)(第三八八五号)

農業改革に関する意見書(岩手県陸前高田市議
会)(第三八八六号)

農林水産物及び食品の輸出促進に向けた施策の
拡充を求める意見書(宮城県議会)(第三八八七
号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(前橋市議会)(第三八八八号)

農林水産物における輸出促進に向けた施策の拡
充を求める意見書(千葉県松戸市議会)(第三八
八九号)

農業農村整備事業予算の確保を求める意見書
(新潟県議会)(第三八九〇号)

農林水産物・食品の輸出促進に向けた施策の拡
充を求める意見書(富山県議会)(第三八九一号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(石川県七尾市議会)(第三八九二号)

「農業改革」に関する意見書(長野県松本市議
会)(第三八九三号)

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求め
る意見書(岐阜県本巣市議会)(第三八九四号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(静岡県伊東市議会)(第三八九五号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(和歌山県議会)(第三八九六号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(香川県議会)(第三八九七号)

農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備
の推進・強化を求める意見書(愛媛県議会)(第
三八九八号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(福岡県大牟田市議会)(第三八九九
号)

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求
める意見書(長崎県議会)(第三九〇〇号)

福島県農林水産物の輸入規制措置を行っている
国や地域の規制緩和に向けた働き掛けの強化を
求める意見書(福島県議会)(第三九〇一号)

平成二十七年発生の暴風雪による農業用施設被
害への支援措置に関する意見書(北海道標津町
議会)(第三九〇二号)

平成二十七年発生の暴風雪による農業用施設被
害への支援措置に関する意見書(北海道羅臼町
議会)(第三九〇三号)

米価下落対策を求める意見書(岐阜県郡上市議
会)(第三九〇四号)

米価暴落対策に関する意見書(三重県議会)(第
三九〇五号)

捕鯨とイルカ漁業への妨害や不当な圧力に対す
る抗議と地域食文化を継承するための措置を求
める意見書(和歌山県議会)(第三九〇六号)

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に
関する意見書(宮崎県議会)(第三九〇七号)

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充
実・強化を求める意見書(北海道議会)(第三九
〇八号)

ロシア連邦二百海里水域におけるサケ・マス流
し網漁業の禁止に伴う支援を求める意見書(北
海道議会)(第三九〇九号)

ロシア二百海里水域におけるサケ・マス流し網
漁業の長期的・安定的な継続を求める意見書
(北海道根室市議会)(第三九一〇号)

ロシアの排他的経済水域(EEZ)におけるサ
ケ・マス流し網漁の継続と休漁の救済措置を求
める意見書(富山県魚津市議会)(第三九一一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

独立行政法人に係る改革を推進するための農林
水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提
出第三二二号)

農林水産関係の基本施策に関する件

○江藤委員長 これより会議を開きます。
農林水産関係の基本施策に関する件について調

査を進めます。

この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として農林
水産省消費・安全局長小風茂君、食料産業局長櫻
庭英悦君、生産局長今城健晴君、経営局長奥原正
明君、農村振興局長末松広行君、農林水産技術会
議事務局局長郷正道君、水産庁長官佐藤一雄君、
内閣官房内閣審議官澁谷和久君、外務省大臣官房
審議官伊藤直樹君、大臣官房参事官武藤顕君、財
務省主計局次長美並義人君及び経済産業省大臣官
房商務流通保安審議官住田孝之君の出席を求め、
説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○江藤委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。武部新君。

○武部委員 おはようございます。自由民主党の
武部新でございます。

今日は、私の地元、網走市内の一部の圃場で確
認されましたジャガイモシロシストセンチュウの
対応について質問させていただきます。

このシロシストセンチュウは、国内では初めて
確認されたということでございまして、地元だけ
ではなくて、畑作農家全体に大変大きな衝撃を与
えております。そもそもシロシストセンチュウと
いうのはどのような害虫なのか。そして、作物や
圃場に与える影響はどういうことなのか。また、
風評被害も心配されますので、万が一人が食べた
ときに影響があるのかないのかも含めて質問させ
ていただきたいと思います。

○小風政府参考人 委員御指摘ございましたけれ
ども、ジャガイモシロシストセンチュウは、パレ
イシヨの生産に重大な損害を与えるという我が国
では未発生の病害虫でございます。

まず、作物への影響でございますけれども、収

○小風政府参考人 農林水産省といたしましては、まず速やかに発生範囲を特定するための調査を開始しております。それからまた、土壌の移動でございますとか、あるいは蔓延防止策の徹底と

また、地元の皆様方とお話しておりますと、もちろん対策はしっかりと実効性のあるものを確保していただきたいという声もあるんですけれど、

しかしながら、植物防疫官が土壌や線虫の飛散の可能性が否定できないと判断した場合には、植物防疫官が生産者に対して収穫物を廃棄していただく必要があります。

かねないという、本当にそういう大きい危機感を皆さんは持つていらっしゃいます。

これが本当に蔓延してしまつたら、オホーツクだけでなくて、ほかの地域にも万が一が広がるよ

なことがあれば、北海道の畑作が立ち行かなくなりまうので、抵抗性品種の改良、育種、それから土壌をきれいにするというんでしようか、そういったことが必須だというふうに思いますが、これも、これについての所見をお伺いしたいと思ひます。

○面郷政府参考人 御指摘のように、ジャガイモシロシストセンチュウは、一度感染してしまひますと、農業による防除は極めて難しいということでございます。感染自体を防止することができまう抵抗性品種を用いるということは、極めて重要な対応方法であると認識してあります。

このため、海外で育成された品種を含みます既存のバレイシヨ品種におけるシロシストセンチュウへの抵抗性の有無の確認を緊急的に行うということとともに、当省所管の研究機関におきましては、本線虫に対する抵抗性品種の育成を、実は平成三十二年を目途に推し進めていたところでござひますけれども、この研究を加速化させることといたしたいと存じております。

○武部委員 バレイシヨは、メークインですとか、従来からのものがずっと使われているんですよ。いろいろな御努力はしていただいているとは思ひうんですけれども、特にバレイシヨの育種ということについて力を入れていただきたいと思ひます。

それから、これまでもシストセンチュウの蔓延防止は行つてきていただいて、いろいろな農水省からのを見ますと、従来も出ているので、蔓延防止に関してはしっかりと、大丈夫ですというようなことがあるんですけれども、ただ、この四十年間に一万余ヘクターも線虫が広がっているんですね。

従来は、北海道でありましたら、北海道が基本方針を策定して、市町村ですとかJAさんですとか、それが基づいて対策を講じてきたんですけれども、また、市町村によつては連携がうまくないですとか、あるいは北海道の方針をそれぞれで解釈してやつていたりするので、統一されて取り組

んでいらつしやらないという話も伺ひます。

それで、従来の対策についてやはり問題点があるんだというふうに思ひますので、今回シロシストセンチュウが出来まして、しかも抵抗性品種がまだない、本当に、念には念を入れてしっかりと対策を講じなきゃならないんだというふうに思ひます。どうぞ、よく現場の皆さんと相談していただきたきたいと思ひますし、施設ですとか、あるいは機械ですとか、そういう支援も欲しいという声もありますし、土壌分析体制の強化ですとか、あるいは土壌診断コストの支援ですとか、いろいろな対策が考えられるんだと思ひます。

ぜひとも、相当の危機感を持つて、政府が中心となつて抜本的な対策を講じていただきたいと思ひますけれども、林大臣の意気込みをお聞きしたいと思ひます。

○林国務大臣 まずは蔓延防止をしつかりとやる、このことが大事だと思ひますが、今、武部委員から質問をしていただきましたように、危機感を持つてあらゆることをやる、これが大事だと思ひております。

発生範囲の特定調査、それから薬剤防除、こういう必要な経費は、消費・安全対策交付金というのがござひますので、こういうもので支援をしていく、こういうふうな考えておりますし、それから抵抗性品種の研究開発、これも、既存のバレイシヨ品種における本線虫への抵抗性の有無の確認、これは緊急的に行うということ、それから抵抗性品種の育成の加速化、これもやつてまいらなければならぬと思ひております。

北海道庁、生産者団体、皆様方と連携して、国が中心になつてしっかりと万全を期して対応していききたいと思ひております。

○武部委員 ぜひともよろしく願ひします。

質問を終わります。ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、石田祝穂君。

○石田(祝)委員 おはようございます。公明党の石田祝穂です。

きようは久しぶりの委員会でございますが、林大臣にまずお伺ひをいたしたいんですが、JA全中は、八月の十一日に会長が交代をいたしました。奥野長衛さんが新たな会長におなりになりました。それまでの万歳会長も、米政策の変更、また農協改革、TTPの問題、さまざま御苦労をされた大変な中で、私は精いっぱい頑張つていた、いたと思ひますが、今回交代をすることになりました。

大臣も新会長にお会いになつたと思ひますけれども、これから農林水産省も、そして私たちも、またJAも、日本の農業の発展のためにしっかりと力を合わせてやつていかなきゃいけないと思ひておりますけれども、新会長にお会いになつて、大臣として率直に、では、これからどうやつて距離感を保つて農政の発展のために取り組んでいく、そういうお考えがあるのかどうか、率直な所感をお伺ひしたいと思ひます。

○林国務大臣 八月の十一日の全中総会で、奥野長衛氏がJA全中の会長に選任をされました。

JAグループと連携をしつかりとつて、農業所得の向上に向けた農協改革を着実に進めていききたいと思ひておりますので、新会長におかれましては、農業者に評価される自己改革の実行に向けてリーダーシップを発揮していただける方だ、また、ぜひ発揮していただきたいと考えておるところでございます。

お会いしたときにいろいろお話をする機会がござひましたが、自分は元祖六次産業化なんだと。若いころに地元にお帰りにつて農業を始めて、野菜をつくつておられたということですが、なかなか売り値を生産者の方でコントロールできないということ、漬物をつくつて、御家族と一緒にたつて大阪まで売りに行かれた、売るといふのがどれだけ難しいことかというのを自分自身にしみてわかつているつもりだ、こういうお話がござひまして、大変印象的でございます。

また、農協の関係についても、自分は逆三角形にしていきたいというふうにおっしゃつておられ

たのが大変印象的でございます。本委員会でも、最後の討論だつたと思ひますが、加藤委員からも同じような御発言があつたわけでござひまして、地域農協が一番上であつて、その上に農家がある、そして全中は一番下でこれを支えていくんだ、こういうふうな農協に頼られる組織となつていくんだ、こういうふうにおっしゃつておられたのが大変印象的でございます。一緒にたつて、手を携えてこの改革に取り組んでいくもの、こういうふうな思つておるところでございます。

○石田(祝)委員 今回の農協法の改革法案は、参議院で今審議をされておりますけれども、これはやはり基本的には組合ですから、自己改革が基本だ、私はこう思つております。

そういう中で、大臣は啐啄という言葉を使つてくださると思ひますが、鶏のひなが出るとき、その殻を破るときには、内側からひながつつかと、外から親鳥がつつか、啐啄同時ということだ、殻が破れる、こういう言葉があると思ひます。

ですから、今回も、全中また農協の自己改革と同時に、我々も改革を促していく、そういうことが私は大事だろつと思つております。

続いてお伺ひをいたしますが、先日、私は愛媛県で農業者の方々と懇談をする機会がありました。そのときに、さまざまな課題をお話ししたんですが、農業者の方から、この九月に農業機械が、その方がおつしやるには三十万とか四十万上がるんですよ、そういうお話がありまして、私も、実は正直そういうことは知らなかった、こういうことを申し上げたんですが、これについて、排ガス規制の関係で上がるというふうな聞いていますけれども、これで大体どのくらい上がるというふうになっているのか。これは局長で結構ですけれども、御答弁をお願いいたします。

○金城政府参考人 農業機械の排ガス規制のことについてのお尋ねでございます。

これにつきましては、委員おつしやるのとおり、排ガス規制の猶予期間が終わるということで、九

月一日以降製造分についてはこの規制がかかるというところでございます。

そこで、大手機械メーカーに聞き取りを行いましたところ、製造しているのは四社あるんですが、そのうち一社につきましては、九月以降製造分の予定価格というものを既に公表しておりまして、現状よりも五十万円強値上りするということふうにお聞きしておるところでございます。

また、実はそれは一社でございまして、その他の三社については、当面はこれまで製造した現行モデルの在庫を販売するというところで、この規制への対応については来春のモデルチェンジのタイミングを予定しているということで、まだ製造や価格設定を行っていないということでございます。

○石田(祝)委員 私がいいただいた資料では、大きな会社が四つあって、どの会社かは私はあえてお聞きしませんでした。A、B、C、Dで、そのうちのA社ということでした。A、B、C、Dで、そのうちのA社というところでいたいたんですが、四十五馬力のトラクターで五十六万円上がる。四百十二万円が四百六十八万円になる。九月一日を境にしての製造がそれだけ上がるということですから、これは大変な金額だろうと私は思います。

そういう中で、農林水産省の予算で農畜産業機械等リース支援事業、こういうのがあります。その事業が、二十六年度予算額が五億六千二百万、二十七年が四億五千万、大変な人気で、執行額は予算を超えて行われたということも聞いておりますけれども、こういうことがわかっていただろうと思えますけれども、ことし、二十八年度の概算が四億四千百万ということで、かえって減っちゃっているんですね。

これは、やはり予算額を確保ということと、また、その他さまざまな対策を講じなくちゃいけないと思えますけれども、この点は、局長、どうお考えでしょうか。

○今城政府参考人 お答えいたします。

今般の農業機械の排ガス規制の強化については、環境負荷の低減を図るということですが、今

委員おっしゃったとおり、コスト増加の要因となるという可能性があるということでございます。

このため、今委員がおっしゃられた農業機械のリース支援ということのほか、規制に対応した機械を購入する場合の政策金融公庫による融資ですとか、一定の金額を超える機械を購入した場合の投資促進税制、所得税、法人税の減免という措置というものの対象にしているということでございます。まして、こういう支援が十分に活用されるよう取り組んでまいりたいということでございます。

今委員おっしゃった予算のお話でございましたが、これにつきましては、全体の産地活性化総合対策の事業、これは二十七年で二十三億でございますけれども、この内数ということでございますので、状況に応じて柔軟に対応するなど、しっかりと対応してまいりたいというふうな考えております。

○石田(祝)委員 早いものは、一社、九月一日製造からということですので、そのほかのメーカーも来年モデルチェンジと一緒になさろうとしているのか、営業方針でしょうか、よくわかりませんが、確実に一割以上は上るわけですね。ですから、そういうことを局として、また省として十二分に対応策をお考えになっておったのか、私は、ちよつと疑問なところはいたしません。

ですから、これは、大変農業者の所得が厳しい中で、機械を入れないというわけにもいきませんので、大変御苦労なさいと思えますので、この点は遺漏なきように、よくお願いをいたしたいというふうな思っています。

それでは、電気柵の事故についてお伺いをしたいんですが、この事故は大変不幸なことになりました。設置をした方もお亡くなりになる、こういうことで、大変不幸な結果だったというふうには思っています。

これについて、電気柵をなくすというわけにいかないんですね、今のこの鳥獣被害を考えると。

実は、私も、おとし沖繩に参りまして、沖繩でも電気柵を、ちよつとさわってみましたらどうです

か、こう言われて、さわってみました、やはりびっくりとくるんですね。相当なショックだろうというふうな思っています。特にイノシシは、鼻が当たると、ぬれていきますから、大変なショックだろうと。

ですから、電気柵は、こういう不幸なことがありましたけれども、これはやめるといふわけにはなかなかいかないだろうと思えますので、では、安全をどう確保するか、こういうことだろうというふうな思っています。

農水省としては、今後、電気柵の安全対策をどういうふうな周知徹底していくか、今取り組みがありましてらお話をいただきたいと思えます。

○今城政府参考人 電気柵についてのお尋ねでございます。

大変痛ましい事故ということで、私も、まず先月二十一日、都道府県等に対して、適切な安全対策が講じられているかどうか点検するように依頼し、今月十七日まで報告があり、全国十万余所に設置された電気柵のうち、約七千カ所で、主なもの危険表示がないということなどでございまして、適切な安全対策が講じられていないということが確認されております。

したがって、このような事故の防止に万全を期すために、安全対策の周知徹底を広く、継続的に、反復的に行うよう、都道府県等に対し、十九日に改めて文書で要請申し上げました。また、経産省とともに、普及啓発のポスターを新たに作成して、八月中旬に作成し、九月中旬には全国に配布する予定でございます。さらには、来月九月から始まる秋の農作業安全確認運動において、電気柵の安全対策にも取り組むということなどしております。今後とも継続して注意喚起等を行っていくこととしております。

いずれにしても、今後とも、関係省庁と連携を密にしなが、電気柵の安全確保については万全を期してまいりたいというふうな考えております。

○石田(祝)委員 電気柵については、ホームセン

ター等で市販をされているものを購入すればまず問題ないということですが、今回は自作で事故が起きたということです。

きようは経済産業省にきていただいておりますけれども、不適切な自作電気柵に対して、ある意味では規制というのか、どういうことを、経済産業省としては、製造の責任者というふうなんでしょうか、そういう役所としてお考えになっているか、お答えをお願いします。

○住田政府参考人 本件電気柵につきましては、これは電気事業法の技術基準で求めている安全対策が適切に講じられていなかった可能性が高いというふうなこれまでのところ考えてございます。

類似の事故が発生しないように、今農水省の方から御指摘のございましたとおり、安全対策の周知徹底あるいは点検につきまして取り組んできたところでございます。

今後、この周知徹底を図りながら、点検で見つかりました不適切な事例につきまして、電気事業法に基づき処分なども含めまして改善指導を徹底していく方針でございます。

こうした状況を踏まえながら、技術基準に適合しない危険な自作電気柵が設置されないように、また一方で、今御指摘のございましたような、適切な電気柵を設置している方には過度な負担にならないようにということを配慮しながら、例えば危険表示のあり方などについても含めまして、規制のあり方を検討していきたいというふうな考えてございます。

○石田(祝)委員 今回、約七%ですか、不適切なものがあったということですが、そのうちの九割が表示がなかったということなんです。

それで、私が表示をぜひ工夫していただきたいと思えますのは、危険ということを大きく書かれますかと思えますけれども、そういうことを今やるんだらうと思えますけれども、これは平仮名で大きく書いてほしいんです。

ここはなぜかといいますと、以前、道路で、横断をしちゃいけないところが、横断ができるよう

な絵になつておつて、横断禁止というのを漢字で書いておつたんですね。そうしたら、小学生の子供はその漢字を習っていないわけですから、渡つていいんじゃないかということで事故になつてしまつた。

だから、この危険という字は、一年生は習わないと思うんですよ。ですから、平仮名で大きく書いていただいたら子供にもわかる。動物は字は読めないと思いますが、ぜひ、そういう子供さんにも、こはさわつては危ないよということが一目でわかるような表示も工夫をひとつお願いいたします。質問を終わります。

ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。

まず、TPPについて質問したいと思ひます。先月末、私もハワイのマウイ島に赴きまして、TPP閣僚会合の場におりまして、いろいろ現地でも情報収集をいたしました。交渉に当たつては日本の役所の皆さんも含めて、私は、率直に、よく頑張つておられるという印象を受けましたし、各国の中でも相当よく洗練された交渉団だと思ひましたし、そこは評価をしたいと思ひます。一方で、今回、合意に至らなかつた一つの理由は、一言で言う、日米で、大國二國で合意すればあとの小國は押し切れるんじゃないかという、若干傲慢な、少し強氣過ぎる姿勢が最後で破裂したのかなと感じました。

最終的に合意には至らなかつたんですが、つまり、カードは切らなかつた、切れなかつた状況ですが、かなり切る用意は十分していったということだと思ひますので、切るべきカードの色、形、数字、そういったことはかなり詰まつてきているのではないかなと思ひます。

事実、いろいろな報道がなされていて、牛肉の関税、豚肉の関税、さまざまな報道がなされておりました。ただ、これは委員会でも聞いても、交渉中ですから答えられせんという答えになると思ひますので、きょうは一点だけお伺ひしたいのは米に

ついてであります。

資料の一を、配つているのでご覧いただきたいんですが、重要五項目、我々の農水委員会でも決めた五項目のうち一つの品目についてだけ、交渉担当大臣である甘利大臣が具体的な数字を一つだけ言つていられるものがあります。それは、ここに書いておられますけれども、七月十四日のBSの番組で、日本は五万トンぐらゐしか余裕がないぞ、米国は、冗談じゃない、十七万五万トンだという発言をされ、後の閣議後記者会見でこれを問われて、日本が五万トンという主張をし、アメリカが十七万五万トンという主張をした、それは事実というふうにしてあります。

繰り返し申し上げますが、当委員会のTPPの国会決議は、米等については、除外または再協議が決議であります。五万トンという主張を日本がしたということであれば、それはアメリカの十七万五万トンに比べれば随分小さい数字であります。これは明確に決議に違反してると私は思ひます。

そこで林大臣にお伺ひしたいんですが、甘利担当大臣が五万トンという主張を、日本がしたということでありませうけれども、これは農林水産大臣としても、農林水産省としても了解した数字なのかどうか、この点についてお伺ひいたします。

○林国務大臣 TPPの交渉については、ここで何度もお答えをしてきたとおりでございますが、全てパッケージで交渉をしておるところでございますので、全て決まるまでは何も決まつていない、こういうことでございます。

具体的にどういふ交渉をしているかというものは、私から申し上げるのは控えさせていただきますと思ひます。

○玉木委員 いろいろ交渉内容についてはしゃべれないということなんですが、冒頭申し上げたように、この米の五万トンについては、我が国側の主張として明確に担当大臣が言つていられるというところは私は重大だと思つております。

もちろん、交渉ですから、いろいろなことを

譲つたり譲られたりしながら進めるしかないんですけれども、日本が、つまり最低でも五万トンはこれから特別枠で入つてくる、それが入札に基づくものなのか義務なのか、いろいろな議論はこれも報道でなされておりますが、ただ、五万トンを入れるということとを既にこの交渉の最終段階で担当大臣が言つていられることは、私は、これは農林水産委員会の決議違反と言わざるを得ないというところは、農林水産委員会のメンバーの一人として明確に申し上げておきたいと思つております。

これ以上聞いても多分答えがないので、次に、もう一つ農家の皆さんが心配しているのは、つまり米を含めた聖域が結果として守られるのかどうか、このことが最大の関心。もう一つは、いつこの最終妥結が行われるのかということでありませう。

甘利大臣は、共同記者会見の場で、現地に私もおりましたが、八月末の具体的な次回開催日程を日本から提案したんだけれども、むしろフロマンさんは具体的な日程についてはそれを受け入れてくれなかつたと言つておりました、つまり最も前のめりなのが日本だという印象を受けました。

ただ、もう八月も、お盆も過ぎ、八月末に向かつておりますけれども、これはいつごろ次回の会合が開かれるのか。きのうも、フロマンUSTR代表はマレーシア等とも交渉したと聞いておりますけれども、先が見えなくなつていふような気もいたします。

少し具体的に、日本の政治日程あるいは国会日程に照らして質問したいと思ひますが、今月はもう無理だと思ひます、大臣もそうおっしゃつています。仮に九月の末に合意したとしても、いわゆるアメリカの九十日ルールが有りますので、どんなに早くてもアメリカでの署名が十二月末かあるいは一月の初めということになります。

そうすると、これはもう、我が国の臨時国会で条約あるいは関連法案の審議を行うということは物理的に難しい状況になつていふという理解でよ

ろしいでしょうか。お答えください。

○小泉大臣政務官 まずは、この大筋合意に向けて全力を尽くしたい、そういうふうな考えております。

大筋合意に仮に至れば、その後、関係国の署名を経て、各国の国内の手続に入ることが想定されます。ですので、その段階において、与党を初め関係各方面とよく相談して進めていきたいと思ひます。

○玉木委員 明確なお答えはいただけませんでしたけれども、私は七月末に合意できていれば臨時国会に間に合つたと思ひましたし、何より、もうすぐ概算要求の締め切りでありますけれども、来年度予算として対策費を八月の概算要求にも盛り込むことができたと思つております。一言で言う、随分中途半端な時期になだれ込んでいつているのかなと思つて、臨時国会でも議論ができな、来年の本予算、当初予算の予算要求にも国内政策的なことを盛り込めないうような状況になつてきているのではないかなと思つております。

この妥結の時期について、一点だけ最後に質問したいのは、アメリカの専門誌が、これは日本側からの提案ということ報道がありましたけれども、十二万、特に最後でもめた二ユージーランドとかメキシコなんかを入れて十二万の合意が難しいということもあるんでしよう、最低六万、域内経済の取引のうち八五%の分水嶺を越えた国が批准すれば、TPPはその時点で発効し、そして、フリートレードコミッション、つまり自由貿易委員会というのを新たに創設して、追加で入つてくるところはそこである種審査しようというふうな、発効に関しての提案を日本側からしたということが一部報じられております。

これが参議院の農林水産委員会でも質問され、滋谷審議官がある答弁をされておられるんですが、発効規定というものが三十一のチャプターの最終規定にあつて、これは最終規定というふうにも呼んでいられる、いろいろな議論がされていられるけれど

も、ただ、幹事的な国がこれを整理して、こういう発効のあり方について決めるということになっているんです。

これは非常に事務的な質問をしたので、澁谷審議官にお答えいただきたいんですが、この最終規定を幹事国として担当しているのは日本ですか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

最終規定も含めて、これはリーガルという分科会で議論されておりまして、リーガルの幹事国というのは別途ありますけれども、リーガルにさまざまなイシューがございます。そのイシューごとにとりあえず誰が取りまとめ担当かというのは一応決めておりますが、そこは日本もそのうちの一端を担っております。

どのイシューについてどの国がというのは、ちよつとお答えを控えていただきたいと思ひます。

○玉木委員 私は、報道ベースだと、とにかく早期にまとめたといういろいろな知恵と工夫が出てきているんだと思いますが、大切なことは、最低六カ国で八五％という、日米が入って、あとは、申しわけないですけども、シンガポールとかブルネイとかチリとかを入れたら、事実上、これは日米が合意をすれば発効するというような形ではないかと思うんです。

そうすると、広くアジア太平洋を含んで十二カ国、あるいはそれをさらに大きく広げていくという本来の志の高いTPPから、事実上、日米FTAに毛の生えたようなものになるんじゃないのか。やろうとしていることは、事実上、極めて日米FTAに近づいていくんじゃないのか。

そうすると、当初の、いわゆる野心的でハイスタンダードな自由貿易協定をつくらうという趣旨から、妥結という成果を急ぐ余り、極めて志の低いものにむしろなってしまうのではないのかという一方の心配が非常に出てきているのではないのかということなのです。

改めてお願いしたいのは、妥結するということを目標にするのではなくて、いい協定をつく

る、いい合意をつくるという国益を追求する姿を最後までぜひ追求していただきたいと思ひますので、早期妥結を目標にするということはやめていただきたいということで、林大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 おっしゃるとおりである、こういうふうにして思っております。

いいというのが誰にとつていいのかということもあると思ひますが、もちろん、我が国は我が国の国益を追求する、こういうことでございます。

私もかねがね申し上げておりますように、期限を切つて、いついつまでに妥結をするということではなくて、あくまで、いいものができる、これがこの妥結を決める、こういうことでしつかりとやってまいりたいと思っております。

○玉木委員 引き続き、米についてお伺ひします。

MA米、ミニマムアクセス米の七十七万トンがござります。

今度、多分、この報道、報道というよりもむしろ甘利大臣の言葉を信じれば、妥結した場合には最低五万トンが入ってくる、さらに、一二％か一〇％強はオーストラリアにも同じような枠を用意するということになると、これは需給で決まるという話ではなくて、枠を設けて特定の国から特定の産品をかなり入れていくことが行われるわけでありまして。

これは自由貿易を進めるという観点からしてもそも問題ではないかと私は思ふんですが、そういうことが今後米については行われる。中粒種という日本にないような品種で、需給が重ならないようにいろいろなことを工夫することも言われておられますけれども、いずれにせよ、米については、これまで日本市場になかったものがふえるということでは事実だと思ひます。

そこで、ここ二、三日報道されている、去年は非常に米価が下がりましたけれども、どうも十七年産米は需給が引き締まつて、農家の皆さんの笑顔も、少しことは見られるのではないかと、宮

腰先生もここにござれておられますけれども。私は、米価が、やはり農家の皆さんの努力が報われるようになるものではないと思ひます。ですから、これは別に与野党関係なく望ましいことだと思ふんですが、問題は、その米価形成の持続可能性についてであります。

私は、仮に、米価は上がつてほしいんですが、今回の、いわゆる過剰作付が今の制度が始まつて初めて解消したというような報道がなされておりますけれども、これは確かに数字上はそうなんでしょう。ただ、私が心配なのは、地元を回つていまして、北海道とかは違うと思ふんですが、圃場ごとに、ここはここの飼料用米の専用品種、例えばホシアオバを植えました、モミロマンを植えました、ここの圃場は主食用米でいきます、これは転作して飼料用米だ、こういう美しい姿になつていけばいいんですが、私どもの香川県のような小さいところはどうなつていくかということ、全く同じことをやっているわけですよ。

どういふことかという、例えばコシヒカリで飼料用米をつくつていきます。農林水産委員会の理事の皆さんには香川県に来ていただきましてけれども、「おいでまい」という専用品種を長い年月と時間をかけてわざわざ開発して、それで、さらに売つていこうというものの、その「おいでまい」で餌米をつくつていきます。

何が言いたいかというと、計算上の概念で飼料用米に単に振り向けられていて、特にことしは、いわゆる深掘りというのをやりましたね、七月末まで、七月まで深掘りを受け付けますと。その深掘りというのはどういふことかという、もう植えていきますよ、主食用米として。主食用米として植えた後に、深掘りしようと言つて、JAの方や、場合によつては農林水産委員会の幹部の人が回つてきて、これはちよつと餌米の方にカウン

トししようと言つて、植えた後に深掘りをしていく。どういふことかという、いわゆる転作が進んでいるというよりも、計算上餌米だと呼ぶような

お米がふえていて、主食用米だと計算上カウントすることが減つていくということにすぎないのではないかと思つていられるんです。

お伺ひしたいのは、数字によると、二十六年産米と二十七年産米、今年産米を比べると、主食用米の作付が三・六万ヘクタール減つています。それに対して、飼料用米が四・五万ヘクタールふえているということで、主食用米が約四万減つて、餌米が四万強ふえているんですけれども、この中で、例えばコシヒカリからホシアオバとか、品種も変えて、純粋に飼料用米に転作した面積というのはわかりますか。

○今城政府参考人 お答えいたします。

委員の御指摘、要するに、主食用品種を飼料用として出荷するということではなくて、当初から、田植えをするときに、いわゆる専用品種と言われる多収性品種で植えているのはどれぐらいかというお尋ねでございます。

これにつきましては、二十六年産については、多収性品種で植えられているものというのが大体作付面積の四割程度ということでございます。

ただ、いずれにしましても、飼料用米というのは多収性品種でしなければならぬというふうな制度ではございませんので、ある意味主食用品種を飼料用で出していた、だくというのもあり得る世界でございます。

○玉木委員 これからの安倍農政の一つの方向性というのは、需要に基づく作付が行われるということだと思ふんですが、では、需要があるから飼料用米をつくる、需要がないから主食用米をつくらないということならいいんですが、マーケットの情報をしながら、でも、実際に行われているのは、需要を見ながら作付をしている、あるいはそういう方向の選択をとるのではなくて、ついでに補助金の額が大きいから、補助金を見ながら作付を決めているのではないかと思われます。

これは私が言っているのではなくて、資料の三を見ていただきたいんですが、財政制度審議会で出された資料でありますけれども、需要というよ

りは、補助金の単価が作付する作物の選択に大きな影響を与えているとなつていますね。

確かに、主食用米とすれば、販売収入がかなりあつて、今、戸別所得補償の岩盤の半分、七千五百円が残つていて、これが収入です。飼料用米は、やはり売り値が非常に低くて、でも、その分非常に高い、八万円とか十萬五千元とか、これは全部税金ですけれども、こういうもので埋めて収入を確保する。

私が申し上げたいのは、主食用米、飼料用米と書いてあるんですけども、これは同じなんですよ、コシヒカリとか、ある地域によつては。結局、数字上どつちかに割り振ることを、税金の額を見ながら、あるいは補助の額を見ながらやつていくにすぎないということです。

財政当局にお伺いしたいのは、財審がこういうことを言つていて、私はこういう飼料用米に手厚い支援をすることによつて主食用米から飼料用米に移つていっていることについては評価しますが、ただ、この政策、かなりの税金を投入しなければいけませんね。人間が食べるお米に対して補助しても、我々は、ばらまきだといつて戸別所得補償のときに批判されましたけれども、動物の食べるお米をつくるときに、しかもそれ以上の単価を出し続けることは、私はばらまきという言葉は好きじゃないので使いたしませんけれども、都会の人も含めた納税者の納得が得られる継続的な予算あるいは制度となり得るのかなというのは心配であります。

この点について、財政当局としても、これから飼料用米は、永遠、無限にしっかりと幾らでも税金を使つて支援するんだという気合いをちよつとお示しいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○美並政府参考人 お答えいたします。

まず、一般論で申し上げさせていたいただきますけれども、財政当局といたしましては、御指摘の飼料用米の生産も含めまして、個々の施策に係る財政支援のあり方というものにつきまして、基本

的に毎年度の予算編成過程等で議論してまいりたいというふうな考えております。

その中で、飼料用米につきましては、食料・農業・農村基本計画において、「不断に点検しながら、生産拡大を図る」ということとされております。したがういまして、財政支援のあり方も含めて点検が行われるものと考えておりまして、農水省ともよく議論してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○玉木委員 なかなかお答えがしにくいところだとは思ふんですけれども、私は何が申し上げたいかという、やはり一定価格を維持していくと、どこに政策の重点を置いていくのかということについての整理をしなきゃいけない。

特に、いわゆる価格政策と所得政策という、大きく分けると二つの政策の方向性があるとは思ふんですけれども、これは主食用米の値段を高くするための政策なのか、飼料用米をつつていたいたときにその所得を保障する仕組みとしてやっているのか、どちらなのかということについての整理が必ずしもついていないのかな、あるいはそれを両方組み合わせた制度なのかなと。

この辺はやはりよくよく議論しておかないと、これからなかなか、予算をつけていくことも、やはりきちんと国民の皆さんも含めて納得したくないと長く続けられないと思つていますので、これは我々も知恵を出しながら、いろいろ検討を進めていきたいと思ひますけれども、ぜひ持続可能な制度としてやつていただきたいということを改めて要望したいと思ひます。

次に、少し違つた話に移りたいんですが、来年度予算に關して、きょうも一部報道が出ておりましたが、農業農村整備事業についてちよつとお伺ひします。

これは、いろいろな要望があるので、総額を膨らませてほしいという要望はあると思ふんですが、私は、ひとつ具体的な例で、ため池について伺ひたいと思つています。例えば広島県とか兵庫

県とか、ため池が多いところがあつて、いわゆる水利施設といつても、我々のイメージする水利施設、関連施設というのはため池なんです。ただ、農業者の数が減つて、大規模化が進んでいる、あるいは農家数が減つて、いろいろなことで、ため池の受益者数というのが減つていて、ため池が壊れてもなかなか直せない、受益者負担が払えない。でも、何かあれば、最も近くにある水の塊はむしろ津波よりもため池だというのが我々の実感であります。

そんな中で、いわゆるNN予算の中で、まずお伺ひしたいのは、国費としてため池の点検、補修、こつこつしたものに使われている予算というのは、例えば今年度、大体どれぐらいあるんですか。わかりますか。

○末松政府参考人 お答えいたします。ため池は、お話しのとおり、全国に約二十万カ所存在しております。特にまた、西日本に多く分布しているという特徴がございます。また、約七割が江戸時代以前に築造されているということで、老朽化しているものが多数存在していると思ひしております。

このようなため池に対しては、農村地域防災減災事業というのがございまして、これによりまして、ハード対策として緊急性や重要性の高いため池について補強工事などを行い、また、ソフト対策として点検やハザードマップの作成を行つております。

この予算については、本年度約二百八十億の予算の中で対応させていただいてるということでございます。

○玉木委員 要は、ため池関連の予算はどれだけですかと聞いたら、国としてはよくわからないというのが答えなんです。今の二百八十億というのは、防災、減災に関連するいろいろな予算の中で、その一部がため池になつていようねぐらいなんです。

つまり、私が申し上げたいのは、これは二十三年度の補正予算で私は担当して覚えているんです

が、福島県の中通りかな、藤沼池というのが崩壊して、七人亡くなつて一人行方不明ということがありました。国としてため池を補修したり点検したりすることに直接出せる予算がなく、そういったものを新たに創設すべきではないかということ提案させていただいて、一部対応してもらいました。

しかし、今はそういったものが非常に薄くなつていて、基本的には都道府県、市町村がやつてくたさい、それを見守ります、何かあれば言つてくたさいということなんです。もつと積極的にため池の補修について国が財政措置も含めて関与していくべきだと私は思ひ、先ほど申し上げたように、これから農地を集約してある意味農家の数が減つていくということであれば、受益者の数というのは減るんです。

そうしたときに、やはり受益者負担の根本的なあり方も含めて考えないと、なかなかこれからため池の補修、整備というのは難しくなるので、この点についてはこれから農村振興局としてもしっかりと考えていただきたい。こちらもちも知恵も出していきたいと思ひますので、ぜひ積極的にこの点については対応いただきたい、これは要望しておきたいと思つております。

もう一つ、災害についてお伺ひしたいんですが、資料の四を見てくたさい。

これは先般の台風十一号で、私の地元の香川県の丸亀市飯山町というところで、桃の産地なんです。収穫の一番直前で台風が来て、ばたばた落ちていたわけですね。これならまだましと言つてはちよつと言葉が、語弊が、恐れず言ひますけれども、落ちるなら共済である程度何とかのところもあるかもしれないけれども、この右側を見てくたさい。木が根こそぎ折れているんですね。桃栗三年柿八年といひますけれども、とりあえずこつし分の収穫がなかつたことに対して何らかの補償があつたり共済が出たりするのは、それで、来年また頑張ろうと思ふんですが、根こそ

ぎ折れていると、これは特に高齢の農家の方も多くて、根こそぎ折れてしまうと、木も折れますけれども、心も折れちゃって、もう一度やろうという気にならない。

こういったことに対する支援をもつと積極的にやるべきだと私は思いますけれども、この点、農水省として対応いただけませんか。

○林国務大臣 果樹については、苗木を植えてから収穫まで数年間かかるということで、今、言葉の御紹介もありましたが、まさに今お示しいただいた右側のような場合は、またやっつけようという場合は植えかえをしなきゃいかぬ、そうすると未収益期間が発生するわけでございます。

果樹の未収益期間支援事業というのがございまして、苗木の育成経費の一部として、十アール当たり二十万円の助成を行っております。したがって、改植支援十アール当たりの十六万円と合わせますと、十アール当たり三十六万円の支援、こういうことになります。

それからもう一つは、農林漁業セーフティネット資金というのがございまして、これは被災した農家の経営維持に必要な運転資金ということで、政策金融公庫の方でこういうものをやっつけていただいている。それに加えて、今御紹介もありましたが、当年産の収穫量の減収分を共済金として支払う果樹共済、こういうものがあるわけでございます。

したがって、こうした支援を通じて、営農継続をしていただけるように、心が折れないようにしっかりと支援をまいりたいと思っております。

○玉木委員 時間が来たので終わりますけれども、先般、十五号台風ですが、山口県にも、直撃はしなかったと思いますが、かなり被害があったと思うんです。

私は、最後、これは資料の五につけましたけれども、山梨県で大雪の災害がございましたよね。あのときも、既存の仕組みでなかなか対応できなかったのを、これは環境省とか農水省とか国交省

とかいろいろなところが工夫をして、かなり政治的にも与野党の先生方が頑張られて対応したので、被災農業者向けの経営体育成支援事業、こういったことを柔軟に使ったり拡充することも含めて、未収益期間をいかにサポートするかということとは大事だし、かなり大規模ですので、こういった制度も、過去の例も踏まえながら、ぜひ対応していただきたい。

とにかく、農家をしっかりと、心が折れないように応援していただきたい、そのことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 おはようございます。

今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、沖縄でサトウキビをつくっている農家の皆さん、あるいは北海道で野菜をつくっている農家の皆さんのお気持ちを代弁して質問に立たせていただきたいと存じます。

特に、きょう同席をしていただいてる農水委員会と同僚議員の皆様には、与野党を超えて、ぜひ御賛同いただきたいと思うんですが、委員の皆さん、これを御存じでしょうか。保健医療二〇三五提言書というのが出ています。これは厚生労働省がことしの六月に発表した提言書であります。

かなり報道にも出ていますけれども、二〇三五年に向けての提言書です。厚生労働省ですから、健康や医療について提言書を出す、そういうことなんだらうと見過ごしがちであります。

このメンバーですけれども、座長が東大の渋谷先生、私の友人でして、本当に素晴らしい若手の学者であります。内容的なことはさておき、この中には厚生省の現役の役人が何人も入っています。

これは一体何なんですかね。厚生労働省のホームページを見ますと載っています。塩崎大臣がすぐ宣伝しています。彼がこういうのをつくりましたと宣伝しています。ありていに言うと、大臣

の私的懇談会みたいなものなんでしょう。審議会ではありません。懇談会なんですよ。

私も医療、福祉については役人時代にやっていたので、中身を拝見しまして、それなりのビジョンは書かれている。しかし、この中に、何と砂糖に課税をするという提案が載っているんです。砂糖に課税をする。砂糖を所管しているのは厚生労働省ではありません。そうですね。砂糖を所管しているのは農林水産省であります。これは、アルコールあるいはたばこに対する課税と同じように、健康リスクを持っている砂糖に対して課税するんだと書いてあるわけです。

これは一体、政府部内でこの提言書はどのような位置づけられているのか。実際、報道ベースですけれども、塩崎大臣はこのパンフレットを持って官邸に行つて、安倍総理に御説明までしております。御進講しているわけです。

他省庁との合議はしているんでしょうか。これだけ重要な農林省所管の砂糖に課税をするという提言をする報告書を出している、総理にまで直接説明をしている。これについて合議をしているんでしょうか。厚生労働大臣政務官、お答えください。

○橋本大臣政務官 お答えをいたします。

今御指摘をいただきましたように、ただいました保健医療二〇三五の提言書でございますけれども、厚生労働大臣の私的諮問機関である「保健医療二〇三五策定懇談会」において取りまとめられたものでございます。

この報告書の狙いというか趣旨というものは「はじめに」のところで書いてございますけれども、今後、私たち日本という国は、「未だかつて誰も経験したことのない少子高齢社会を乗り越え、日本が更に発展し、世界の成熟をリードすること」で尊敬を集めるための新たなビジョンを国内

外に向けて提示し、その具体的な改革を進めていくための方向性を示す提言が、「保健医療二〇三五」である。と記していますように、そうしたことを狙ったものでございます。

この懇談会は、二十年後においても現役世代である平均年齢四十二・七歳の気鋭、若手の有識者や厚生労働省職員で構成をされておりまして、これまでがない、官民の垣根、世代の垣根、あるいは既存のしがらみといったものを超えた熱い議論を行うことを目的としたものでございます。

これはそのお示しいただいた提言書の「おわりに」のところに書いてございますけれども、「二十

年後を見据えた提言を行うにあたり、敢えて議論を喚起する提案も施策例として記載している。その内容や是非も含め、この提言書に関して忌憚のないご意見・ご批判をいただき、国民的議論の端緒としていただきたい。」このような形で報告書そのものも位置づけられているところであります。

政府部内における位置ということでございますけれども、ここに書かれている多くの提言につきましては、省内においても事前調整を必ずしも行っているものではございませんし、また、農水省を初めとする関係省庁とも事前調整を行つておるものではございません。また、こうした経緯がございまして、現在、厚生労働省内において、提言に沿って直ちに実行に着手するもの、実行のため具体的な検討を進めるもの、直ちに実行することは難しいが検討を深めるものというものに整理を今しているところでございます。

農水省を初めとする関係省庁と事前調整を行つておりませんので、所管省庁あるいは関係の業界の方々を驚かせてしまったというようなこともあらうかと思ひますし、そうであれば、それは申しわけないことだと思ひますけれども、今申し上げましたような、未来に向かって何ができるのかというところを自由闊達に御議論いただくという趣旨での報告書であるということを何とぞ御理解いただきたい、このように思っているところでございます。

また、総理への報告ということもお触れをいただきましたけれども、これは厚生労働大臣の私的諮問機関としての位置づけ、あるいは懇談会における検討の問題意識などを中心に御報告したものの

平成二十七年八月二十六日

でございまして、提言書の内容を逐一説明したものでないということでございます。
いずれにいたしまして、国務大臣が総理とどのような話をするか制約があるものではないと考えておりますが、そのような趣旨でお話をされたものと理解をしております。
以上でございます。

○岸本委員 官僚が書いた作文をそのままお読みになるのはいいかげんにしていただいて、もつと政治家同士で熱い議論をしたいと思うので、以後、よろしく願います。

それで、そうはいったって、一昨日ですよ、月曜日、東京大学の本郷キャンパス伊藤謝恩ホールでシンポジウムをやっているんですよ、厚生労働省主催で、厚生労働省の予算で。このパンフレットだって高いんですよ、印刷代が。物すごい予算を使ってシンポジウムまでされて、シンポジウムですよ。

これは、サトウキビやてん菜をつくっている農家の人は驚くだけじゃ済まないんですよ。俺たちのつくっているサトウキビとてん菜に課税されるんですか、税金がかかれるんですかとショックを受けているんですよ。驚きじゃないんですよ、悲しみを覚えているんですよ。

日本政府の厚生労働省がホームページまで上げて大宣伝をし、シンポジウムを開いているんですよ、皆さん。もう少し優しい気持ちで、こういう影響があるじゃないか。

では、いいですよ、農水省に合意をしない。だけれども、農水省ももうちょっとアンテナを張っていたらいい、砂糖への課税とやぶから棒に言われたらびっくりしますよ。

この後、財務省も来ているので、砂糖消費税の歴史を事細かく議論しますけれども、明治三十四年ですよ、砂糖消費税ができたのは。嗜好品でゼいたくでしたからね。

だけれども、今、世界で砂糖に課税している国なんてないですよ。多分、ドイツくらいですよ。アメリカもイギリスも一九六〇年代、七〇年代に

砂糖消費税はやめています。日本だって消費税を入れたときに砂糖消費税はやめています。新たにこれから砂糖に課税する。全くこれはおかしいと思いますね。

では、何ですか、日本人は物すごく砂糖を消費しているんですよ。していないんですよ。一人当たりの砂糖の年間消費量というのは、これは国際砂糖機関が出しています。日本は減っています。かなり減っています。減っていますけれども、一年間大体十七キロ。皆さん、十七キロですよ。多

いかならないか、どうでしょうか。アメリカが三十三キロ。半分ですよ、日本は。ヨーロッパ、EUが三十七ですね。カナダも三十五。日本は半分ですね。なぜかオーストラリアの方は年間四十五キロも消費されています。

そういう意味で、日本人がアメリカやヨーロッパの半分しか砂糖を消費していない。これは、何か健康リスクが出てくるという証拠でもあるんですよ。

最後に、砂糖を食べると健康リスクがあるのかどうかについて、医学的な根拠を示すことは可能ですか。イエスカノーかで答えてください。

○橋本大臣政務官 お答えをいたします。
では、答弁書は読まないようにいたします。
そもそも、砂糖への課税のところが大変御注目

いただきました。御議論をいただいております。先ほど申し上げましたように、その御批判等も含めて、御議論いただくということがありがたいことだと思っておりますので、まず、そうしたことでお取り上げをいただいたことには感謝を申し上げます。

そして、これは、アルコール、たばこ、砂糖などという形で列挙をさせていただいたわけでございますけれども、このことが書いてありますのは、今後、将来における保健、特に医療の財源等を、介護もそうですけれども、考えるときに、当然ながら、税財源または保険料、あるいは患者の負担等のミックスの中でしか考えられることはない、そして、それを総動員して、将来のそうした

需要に対して賄っていかねばならないという議論の中でそうしたことも考え得るという形での指示をしたものだということで、その全体を受けとめて御議論いただければありがたいと思っております。

個々の、この税目をするかどうかというのは、この税目をするかどうかというのは、この御議論につきましましては、当然ながら、今後、引き続き、その具体化をしていくに当たっては、さまざまな形での協議、審議等を通じていかなければならないものだというところは私たちも承知をしておりますし、その旨は申し上げさせていただきますと思います。

その上で、健康を決める要因、因子に対して、そうしたことも考えられるのではないかとということと提言をさせていただいたということと御理解いただければ幸いです。

○岸本委員 ただいまの答弁からは、砂糖が健康リスクを有するという明快な論拠は全く示されませんでした。

次に、財務当局にお伺いしたいと思っておりますけれども、さっき言いました明治三十四年の砂糖消費税は戦後も続きました。そして、昭和三十年に砂糖消費税法の抜本改正が行われております。全文改正されております。その際、引取課税から庫出課税にも変わっております。そもそも、砂糖消費税の課税根拠、課税目的は何なんでしょうか。

あわせて、時間もありませんので聞きたいのは、現行、たばこやアルコールへの課税の根拠は何なのか。つまり、健康リスクに対する課税なのか。これはシンタックスといます。罪悪税とい

います。確かに欧米では罪悪税として、若干健康リスクのあるものにかけている考え方もあると思

いますけれども、日本の財政当局は、たばこやアルコール、あるいは今廃止されております砂糖消費税について、この課税根拠をどう考えているのか。シンタックスと考えると課税しているのか。御答弁をお願いします。

○大家大臣政務官 お答え申し上げます。

砂糖、それからたばこ、アルコール。
まず、砂糖の話ですが、先生が今お話しされたとおり、明治三十四年にこの消費税が導入され、昭和三十年に内容が改正され、そして平成元年には既に廃止をされています。今おっしゃられたように、昭和三十年に内容の変更がありましたけれども、課税目的というものは変わっていません。これは、いわゆるぜいたく品、生活必需品ではないということ、嗜好品という性格に着目して課税をされているということとあります。

一方、たばこやアルコールでございますけれども、これもまたいわゆる特殊な嗜好品ということに着眼して課税されている、いわゆる税収確保を図るための物資、財政物資として位置づけられておりますから、御指摘のように、健康リスクという点に対する課税、健康リスクを軽減するという課税根拠ではないということとあります。

以上です。
○岸本委員 そうなんですね。もともと、オーソドックスな考え方というのは、明治から、当時は地租が中心で、酒とかたばこというのはかなり大きな税収を上げていました。これは財政物資だからです。砂糖についても基本的には同じで、嗜好品で、それはやはり担税力というのが背景にあるからなんです。嗜好品が買える人は担税力があるから、酒やたばこも、基本的にはそういう財政物資として担税力を背景に課税していく。いわゆる健康リスクだから課税するとか、それでは罰金になるんですね。税金は罰金じゃないんですよ。そこはしっかりと、私たち国会議員としても、立法府の一員としても踏まえていきたいと思

います。以上、両省の政務官、どうぞお引き取りください。この後、林大臣とやらせていただきます。あ

りがとうございました。
そこで、大臣、こういうことについては後で御所見を聞きますけれども、その前に、まず、そもそも、砂糖の業界、農家の方々は大変です。実際、一人当たりの、今十七キロと言いましたけれども、これは統計によつて違いますが、どう

でしょう、今から二十年、三十年前は日本だつて二十キロ以上消費していた。消費が減つてくる。それから、やはりサトウキビ、てん菜の生産額は、どうでしょう、一九八五年に比べると半分以下になつています、これはいろいろな事情があつたでしょうけれども、あるいは、その原因の中にいろいろなものがあると思います。あるいは、非常に安価な加糖調製品がどんどん輸入されてゐる、そういうような状況もあるんです。

今、サトウキビ、てん菜農家の生産額が半分以上に減つてゐる状況の背景とか、その辺の御認識、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 今委員からお話がありましたように、砂糖そのものの消費量から算出をしました砂糖の一人当たりの消費量、これは近年減少しております、今御指摘いただいたように、加糖調製品の輸入増加、これが一つの影響だと思つておりますが、もう一つは、やはり消費者の低甘味志向というようなものも原因として考えられるのではないかと、こういうふうにも思つております。

てん菜それからサトウキビの産出額の減少の方でございますが、てん菜は、御案内のように、ほかの作物に比べて労働時間が長い、北海道の畑作における一戸当たりの経営面積が拡大をしてゐる中で、作付面積が減少して生産量が減少してゐる。それから、サトウキビについては、沖縄本島等で、花、畜産、こういうほかの品目の増大、それから、やはり都市化や観光地化、こういうのが進展をしておりまして、作付面積が減少してゐる、こういうものも背景にあるのかなと思つております。

やはり、てん菜は北海道の輪作体系の中で大変重要な基幹作物であります。それから、沖縄県や鹿児島県の南西諸島地域におきましては、台風が常襲する、こういうこともあつて、サトウキビというのはほかの作物には代替不可能な基幹作物でございます、製糖工場とともにやはり地元の雇用、経済を支える重要な役割を果たしてゐる。よく例に出される、大東島は砂糖を支える島だとい

うことがありますがけれども、こういう重要な役割を果たしておりますので、しっかりと甘味資源作物の生産の振興を図つていかなければならないと思つております。

○岸本委員 ありがとうございます。

やはり、砂糖の生産が減つてゐる中に、加糖調製品というのが物すごく大きな位置を占めてゐると思ふんですが、伝統ある我が農水委員会では、二〇〇〇年の五月でありますけれども、砂糖の価格安定等に関する法律等の改正法案の審議の際に、衆議院、参議院ともに附帯決議を付しております。「砂糖の需要拡大を図るため、加糖調製品対策に取り組むこと。」とされてゐます。

今から十五年前の決議であります、この決議、背景は今御説明いただいたと思ひますが、では、この決議を受けて、農林水産省は具体的にどのような施策を行われましたか。

○林国務大臣 今取り上げていただきました決議ですが、平成十二年に砂糖の価格安定等に関する法律が改正されたときに、加糖調製品の輸入増加を背景として、衆参農林水産委員会が附帯決議としてなされたものでございます。

この決議も踏まえまして、我が省において、加糖調製品の輸入増加に対抗して国産砂糖の競争力を強化するために、サトウキビのハーベスター等の農業機械の導入支援による原料作物生産の効率化、それから、製糖工場の施設整備、それから再編の支援ということで砂糖の製造工程の効率化をしていく、こういうものを行ひまして、国産砂糖の需要の確保、それから産地における甘味資源作物の生産を支える糖価調整制度、これの安定運営を図つてまいりました。

また、主な加糖調製品につきましては、平成十三年度から、十六品目について一般セーフガード発動に係る監視対象品目に指定をしておりまして、輸入動向を注視しております。

この輸入量ですが、ここ三年は足踏みになっております。二十四年が五十万トン、二十五年も五十万トン、これはカレンダーイヤーですが、二十

六年が五十一万トンということで、そういう動向になつておりますが、まだまだ気を緩めるわけにまいりませんので、需給動向を注視しながら、糖価調整制度の安定運営に努めてまいりたいと思つております。

○岸本委員 ありがとうございます。

ただ、具体的施策については、なかなか、ここ三年は足踏みとおっしゃいましたけれども、これまでパンチのきいた具体的な目に見える施策は余り多くなかつたと思ひます。

その上で、先ほど来の審議でおわかりいただきましたように、砂糖というのは、明治以来、財政物資として国家財政にこれまで多大の貢献をしてきた分野でありますし、あるいは、さつき大臣もおっしゃつていただきましたように、サトウキビ、てん菜、それぞれ地域経済にとつてなくてはならない基幹産業であります。したがつて、この二〇〇〇年五月の附帯決議も、今なお当然効力を有していると思ひます。

その一方で、先ほど御説明しましたように、仮に厚生労働大臣の私的諮問機関のわけのわからない報告書であろうとも、ここで健康リスクへの課税を行うということ、これを厚生労働大臣が言つてゐる、厚生労働省が言つてゐる。これは、明らかに農林水産省の、あるいは農林水産委員会の附帯決議を受けた、砂糖の需要を拡大する義務が農林水産省にはあるんですよ。それを守りますと今大臣も言つていただきました。砂糖の需要を拡大する農林水産省と、需要を減らすために税金をかけるよという厚生労働省、閣内不一致じゃありませんか。明らかにこれは閣内不一致ですよ。内閣総辞職とは言いませんけれども、どちらの大臣にはやめていただかないと、理屈が合わないんですよ。片方は砂糖の需要拡大、片方は税金をかけて砂糖の需要を減らすと言つてゐるんですから。これはいかがなものかと私は思ひます。

どうでしょうか、大臣。これは、合意をしなければいけないだと政務官は胸を張つておられましたけれども、少なくとも、これぐらいセンシティブな話について、事前に合意を受けなかつたことについても含めて、厚生労働省に対して、塩崎大臣に対して、農林水産省、農林水産大臣として厳重な抗議を申し込むべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 この六月に厚生労働省の有識者の懇談会が取りまとめた提言書が出たわけでございしますが、当省の所管団体であります精糖工業会ほか三団体が連名で、その撤回を求める旨の塩崎厚生労働大臣宛ての要請書を出されて、当省に厚生労働省への取り次ぎを求められたところでございます。

これを受けまして、我が省の担当部局から厚生労働省の担当部局に対しまして、要請書の内容、砂糖の需要拡大の必要性、地域経済における重要性などについて説明をいたしました。

これに対して、先方からは、まず、業界団体からの要請についてはしっかりと受けとめる、それから、提言書は懇談会委員の意見を取りまとめたものであり、厚生労働省として砂糖に対する新たな課税について決定したわけではない、砂糖業界が提案内容について強く抗議していることについて塩崎大臣にも説明した、こういう回答があつたところであります、我々からの考え方は大臣初め担当部局には伝わつたと思つておりますが、今後適切に対応してまいりたいと思つております。

○岸本委員 林大臣は税の専門家でもあられますから、まさに、シンタックスというか、罰金としての税というお考えには多分反対をしていただけたらと思ふんですが、海外でもやつてゐるところはありません。

アメリカでは、さつき言いました、七五年に廃止してゐます。イギリスでも六二年に廃止してゐます。ハンガリーでは、おもしろいんですけれども、糖分とか塩分を含む食品に課税してゐます。ソフトドリンクはリットル当たり二円から三円、塩味のスナック菓子には一キロ当たり九十円課税してゐます。これは健康リスクなんだそうです。デンマークは脂肪税もかけてゐました。脂肪

酸の高い食品は課税していますが、これは国民が反対して一二年に廃止されています。ほとんど例はありません。

そういう意味で、ぜひ、大臣、最後に、てん菜を栽培している農家、そしてサトウキビを栽培している農家の皆さんを安心させるために、農水省としては砂糖に税金をかけるようなことは断固として反対していくという姿勢をお示しいただきたいと思っています。

○林国務大臣 先ほど厚労省から直接聞いていただきましたように、提言書においては、砂糖の健康リスクについての根拠は示されておられませんが、いろいろな研究があるようにございまして、FDA、米国連邦食品医薬局では、砂糖と肥満、糖尿病、高血圧、心臓病を結びつける関連性はない、こういう発表を一九八六年にしておられます。また、砂糖は体内でブドウ糖に変わります。ブドウ糖は脳にとっても唯一のエネルギー源として使われている、こういうことだそうでございます。

したがって、砂糖は国民生活上なくてはならない基礎的な食料でございまして、原料作物であるサトウキビやてん菜は地域において他作物に代替不可能な基幹作物であります。製糖工場とともに地域の雇用、経済を支える重要な役割を果たしておりますということでございます。

先ほど財務省からも答弁がありましたように、かつては奢侈品、嗜好品の類いで課税をされて、それを廃止した、こういうことでございまして、それから、そうではなくたという前提のもとで今の状況があるわけでございまして、我々はその前提のもとでしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○岸本委員 質問を終わります。どうもありがとうございます。

○江藤委員長 次に、鈴木貴子君。

○鈴木(貴)委員 皆さん、改めましてお疲れさまでございます。

きょうは、委員外質問という形で、初めて農水

委員会において質問させていただきます。

きょう私が質問をするテーマというのは、まさにこれです。皆さん、これはサケです。マグロではありません。サケ・マスの流し網禁止法案に係る質問をさせていただきたいと思っております。

時間も限られておりますので、早速中身について入らせていただきます。

皆さんも御承知おきかと思いますが、六月十日にこのサケ・マス流し網禁止法案というものが下院において可決をされました。そして、二十四日には上院において可決、そして二十九日、プーチン大統領の署名をもって成立、そして来年の一月からこの流し網禁止法案というものが施行されてしまうということになっております。

北海道、特に道東地域への流し網禁止法案による影響というものは甚大なものがありまして、根室市が取りまとめた影響額というのは二百五十億円を超える、根室市の一般会計をも上回る影響が今懸念をされているところであります。

そういった点から、私も何となく、質問主意書でも、政府の考え、そしてまたロシアに対する交渉のあり方、進捗状況についても尋ねさせていただきまして、そこで、質問主意書では、政府はロシアに対して、「安倍内閣総理大臣を始め、政府として粘り強く働きかけを行ってきており、最大の努力を行ったと考えている。」との答弁をいただいております。

ここで林農水大臣にお尋ねをさせていただきます。

林農水大臣ももちろん政府の一員、要職についておられるわけですが、林農水大臣としても最大の限の努力をしたという同評価でよろしいでしょうか。

○林国務大臣 安倍総理には、プーチン大統領に対して再三にわたって働きかけを行っていた、いただいております。最終段階においても直接お電話をさせていただいております。最大の限の御努力、働きかけをしていただいた、私もそういうふうに認識

しております。

○鈴木(貴)委員 もちろん、農水省といいますが農水大臣としても働きかけを行っていた、いただいていることは私も承知をしております。

ちなみに、この法案なんですけれども、マトビエンコ上院議長が、去年の九月にはこの法案を提出する準備があるということを表明され、十二月に実際に国会の方に提出がされたわけでありまして、それをもちまして、去年十二月、これは下旬であつたわけですが、当時の農水大臣であつた西川公也農水大臣が当時のロシア側のフョードロフ農水大臣に対して書簡を送っております。

ここでお尋ねをさせていただくんですけれども、林農水大臣が農水大臣に就任されてからロシア政府に対してどんな働きかけをされたのか、簡潔に答弁願います。

○林国務大臣 十二月十八日にこの法案が提出されておりました。その後、二十六日に西川農林水産大臣からフョードロフ農水大臣宛てに書簡を送付されておられます。その後も、外務大臣ですとか現地の大使等々を通じて働きかけを続けてきたわけでございます。

西川大臣から既にカウンターパートでありますフョードロフ大臣には書簡を出しておりましたので、私から重ねて同じ書簡を出すことはしておりませんけれども、あらゆるルートを通じてお願いを続けてきた、こういうことでございます。

○鈴木(貴)委員 先ほども申し上げましたが、まさにこれからの地域の存亡がかかった非常に大きな出来事なんです。

そしてまた、閣議決定がなされた質問主意書の答弁においても最大の限の努力をしたとありますが、今の答弁を伺っていると、確かに西川大臣は書簡を送られた、これも私は事務的な対応であると言わざるを得ないと思うんです。林農水大臣が就任されてからしっかりと引き継ぎがされている、そして地域経済に与える打撃ははかり知れないという思いがあるのであれば、書簡の形でなく

ても、電話でもよかつたんじゃないでしょうか。事の重大さというものを果たして政府がいかにどの認識をしていたのかということに私は非常に強い憤りを持っているところであります。

そしてまた、西川大臣が書簡を送ったフョードロフ大臣であります。四月の二十二日をもちまして農水大臣の職から離れておられて、新しくトカチヨフ農水大臣が誕生されております。ロシア側の農水大臣がかわつた後に、日本政府の立場を新しく就任された大臣に対してしっかりと物申していくというのが政府のあるべき交渉の姿であると思うんですが、林農水大臣、こういった対応を怠つたその理由について簡潔にお答えください。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、二〇一五年になつてからは、一月に岸田外務大臣から先方の第一副首相宛て、それから今度は、いろいろございまして、三月には大使からシエスタコフ漁業庁長官へ、そして四月二十七日には安倍総理からプーチン大統領宛てに親書を交付しております。五月八日に原田大使からトカチヨフ農水大臣宛てに書簡を發出、こういうことで、あらゆるレベルで、今御指摘のありましたトカチヨフ農水大臣宛てにも働きかけをしておるところでございます。

○鈴木(貴)委員 あらゆるレベルで、そしてまた日本においては日本国のトップである安倍総理も十分な対応をされたということらしいですが、ただ、これは六月二十四日に電話をされた、この六月二十四日に可決がされているわけでありまして、その可決当日に電話をするというのは、これははたから見ると、僕たちはちゃんとやりましたよという言いわけづくりになつてしまふんじゃないか、こういった誤解を周りに抱いていた、だから、こういう思いを私も持っているわけなんです。そういった、まさにアリバイづくりというような声も聞こえてきます。

そしてまた、地元からは、これはロシアに対しての怒りというよりも、国内の意識の低さに自分

たちは殺されてしまった、そういった怒りの声
が上がつているのが現実問題であります。

そこで、今後の対応をしっかりとしたいと
いうことで、ぜひとも挽回を図っていただき
いと切に願うところであります。

ここで、改めて今後の対応について質問をさ
せていただきます。

これまた質問主意書なんですけれども、例え
ば、法案実施の延期についてロシア政府に改めて
働きかける、こういった考えはあるのかという質
問に対して、政府の答弁書は、関係府省におい
て適切に対応していくという答弁をいただきました。

ここで言う適切な対応というのは具体的に何
なのか。そして、改めてこの委員会の場におい
て、農水大臣の口から、働きかけをするのか、す
るかしらないか、端的にお答えをいただけます
でしょうか。

○武藤政府参考人 お答え申し上げます。

法律が成立したことは極めて残念でございま
す。国家院及び連邦院で可決され、プーチン大統
領自身が署名して成立した法律でございます。
今、現時点で、ロシア国内においてこの法律の施
行延期といった具体的な動きがあるとは承知して
ございません。

したがって、政府としては、我が国の現地
の状況、あるいはロシアの状況と関係者の意向を
把握しながら、関係府省で連携し、適切に対応し
てまいりたいと思っております。

その中で、施行延期の動向を含め、ロシア側の
動向を含めて、流し網禁止法をめぐる国内の動き
について情報収集を行いながら、今後の対策の検
討に役立ててまいりたいと思っております。

○鈴木委員 私も適切な質問をしたというふ
うに思っております。適切な答弁をぜひとも望
むところなんですけれども、その適切な真意がわ
からないんですね。具体的に何をやるのかという
ところで、閣議決定がされている質問主意書の答
弁においても白紙回答です。そして、今の委員会

においての参考人の答弁においても、これはゼロ
回答と言っても私はいいのではないのかと。

特に、きょうこれから、午後なんですけれ
ども、根室市の長谷川市長を本部長としている対策
本部の皆さん方が、今後の対策のあり方の要請書
とともに上京をされている段階なんですけれど
も、林農水大臣は、きょう、もしくはあす、その
上京をされている皆さんから直接、ヒアリングと
いいますか、声をお聞きになられる予定の方は
入っていますでしょうか。

○林国務大臣 まだ御面会をされたいという申し
込みが到達しておりませんので、どうするかとい
うことは申し上げられないわけですが、そういう
お申し出があれば、前回も、大臣室というか、人
数が大勢でしたので、隣の会議室でございました
けれども、お会いをして、皆さんとお話をしまし
て、やはり道東地域を中心に地域経済への大きな
影響、これは漁業者の皆様にとどまらず、その
とつてこれらサケ・マスを使つて加工してい
らっしゃる皆様にも大きな影響が出る、こういう
地元のお話を聞いたところでございますが、また
お申し出があれば、優先をしてお会いをして、い
ろいろなお話を聞きたいと思っております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

私もこの委員会後に地元の方々と直接会わ
せていただきますので、林農水大臣から委員会に
てそのような答弁をいただいたということを私から
も直接皆さんに御報告させていただきたい、この
ように思います。

そこで、今回、皆さんがどういった対応を求
めていらつしやるかという、サケ・マス流し網に
かわる代替漁業であるとか、つくり育む漁業の方
へのシフトということも、抜本的な見直しとして
皆さんは前向きに考えていただいているところ
でもあります。

しかしながら、例えば、ホタテ、そしてまたサ
ケ・マスの養殖なども考えていらつしやるんです
が、これは、始めて経営的に安定軌道に乗せると
いうのは、早くても三年、五年、もしくはプラス

アルファ、これだけ長い、中長期的な取り組みに
なってくるかと思えます。

そこで、同時並行で即効性のある対策、支援に
ついてぜひとも御検討といえますか実行をしてい
ただきたいと思っております。

例えば、あの三・一一、東日本大震災、津波の
影響というのは北海道道東地域もありまして、そ
の際に、新造船であるとか修繕、こういったもの
に対しての補助というものをもらい、今皆さんは
船で出漁をしているということもあるんです。と
いうことは、今本当はこれからのサケ・マスでま
さにその借金を俺たちは返していくぞというや
さきのサケ・マス流し網禁止法案なんです。

というところで、具体的にぜひ私からもお願い
をさせていただきたいんですけれども、そういった
制度の融資における、例えば返済期間の延長、
新しい代替漁業、新規の漁業が安定するまでの例
えば三年間まず延長するだとか、返済を三年間と
める、こういった支援というものが必要だと思
うんですけれども、即効性のある対策、業務が軌道
に乗るまでの棚上げ、これについて林農水大臣の
御見解はいかがででしょうか。

○林国務大臣 今回のロシアの動きを受けて、ま
ずは資源管理部長、漁業調整課長が七月の下旬に
現地に赴きまして意見交換を行いました。

それに引き続きまして、今度は八日から十日ま
ですが、佐藤農林政務官、それから長官も行つ
ていただきます。関係者と意見交換を行つてお
りまして、北海道の正式な要望は関係者の意見を
聞きながら八月中に取りまとめをしたい、こうい
う御意向でございまして、ほぼまとまりつつある
のかなと思っております。

今先生がおっしゃったようなことも含めて、幾
つかポイントがございました。やはり、五月から
七月に代替漁業をどうするのか、それから沿岸漁
業や増殖事業をどう振興していくのか、それか
ら、加工業者の皆さんですが、やはり代替原料を
どう確保するのか、それから、今おっしゃったと
ころに関連すると思いますが、漁業や原料の転

換、経営安定に対する支援、それから雇用の継
続、安定に対する支援、それからことしの出漁断
念、漁獲枠削減を踏まえた支援、運送業、製函業
など関連産業の影響に対する支援、大きくこうい
うポイントがあった、こういうふうに通じており
ます。

こういう意見交換をさせていただいた上で、こ
の八月末の要望取りまとめを受けて具体的な検討
を行ひまして、できるだけ早期に対策を取りまと
めてまいりたいと思っております。

○鈴木委員 今大臣の答弁にもあったよう
に、製函業なんですけれども、これは既に地元で
はもう一社廃業してしまふんじゃないかというこ
とが現実問題としてもう既に起こっている。

そしてまた、サケ・マスの問題。地元では、
春、夏、秋まで、サンマの時期までサケ・マス、
そして秋になったらサンマ、冬になったら、皆さ
んも多分お鍋でよく食べられていたタラ、これは
通年のサイクルがあつて初めて安定的な乗組員の
確保であつたりだとか船を動かすという体制がと
られるんです。

春から秋にかけての長丁場、仕事がなくなる
と、今何が起つていっているかという、若い男性た
ちが出稼ぎに札幌へ、いやいや東京へ、いやいや
東日本の方へ、東北へと今実際に出ていって、人
口流出が起つていっている。これは安倍政権が掲げ
ている、例えば、少子高齢化の歯どめであるとか、
人口流出を食い止めるだとか、地方創生というも
のにまさに逆行する問題である。

こういった幅広い観点からも、しっかりと道東
地域に対して、水産加工、地域経済への直接的
な支援のほどをお願いしたいと思ふんですが、改
めて、農水大臣、特にHACCP認定に対しての
支援だとかもこの間の意見交換で出てきたとい
うことも私は地元の方々からも聞いております。
しかしながら、港町は原魚なくしては動かないん
です。加工をするにもやはり魚がないと困るとい
う面でも、例えば輸入原魚の確保ということも今

後課題になつてくるんですが、輸入原魚確保に對しての経済的な金銭的な支援の必要性も含め、林農水大臣からの答弁を願いたいと思ひます。

○林務大臣 今委員が前半でおつしやいましたように、五月から七月、特に集中的にやつていたでいて、そのところをどうしていくか。やはり、農業における輪作のようなものでございまして、それぞれの季節にそれぞれのお魚がいるわけでございますので、代替漁業というのをしっかりとやつて、その時期をどうやつて埋めていくかというのが大事なことで、こういうふうに通つております。

また、加工業者の代料、代替原料の確保というのも先ほど申し上げたとおりでございます、これをどうするのか、輸入というのも恐らく視野に入ってくるのかもしれませんが、まずはほかのところとの整合性も含めながら、北海道庁の方で取りまとめられておられると思ひますので、これを受けまして具体的な検討をなるべく早くいたしたいと思つております。

○鈴木委員 大臣の丁寧な答弁のように丁寧な支援策をぜひお願いしたい、このように思ひます。

そして、これはサケ・マスの対策にもかかわつてくると思ひますが、今、公海上でサンマ漁が行われております。日本は、公海上のサンマが自分たちの海域に入ってきたところ、一番それが脂が乗っている時期の秋まで待つてるといふのが、今我が国がとっているサンマ漁のあり方なんです。

しかしながら、今問題になつてくるのが、中国そして台湾漁船による公海上のサンマ漁なんです。中国、台湾のサンマ船なんですが、日本の一般的なサンマ船の規模にして何と五十倍の大きさなんです。そして、公海上のサンマの漁というのは、実は、これは公海上ということと特段ルールがないんです。漁獲の上限もないんです。どんな漁法を用いても構わないということになつてしま

えば、まさに公海を回つて、回遊魚ですから、そこを通つて根室、釧路、そして東北の方におりていつてくるわけなんですけれども、母数が格段に減つてしまつてくるんです。

ちなみに、ことし、皆さんサンマを食べられたかわかりませんが、もう食卓の魚じゃなくなつておりまして、キロ一万五千五百円と、この十年で最高の高値であります。一方、台湾では一尾四十五円で売られてるんです。

そして、大事な海産資源の観点なんですけれども、平成二十一年には一千八百トン近くありましたが、では、ことしはどれほどかというところ、一千八百からことしはおよそ四トンなんです。これは劇的にその資源が低下している顕著な話だと思ひます。

北太平洋漁業委員会というものは、確かに日本が主導で、水産資源を管理しているということとで発足されましたけれども、実際に九月の三日に初めての総会といひますか大会がまさに東京で開かれるんです。

そこで、林農水大臣、ぜひとも、海に囲まれた島国日本としても、漁業で暮らしている、魚によつて守られてきた我々としても、公海上のサンマの例えは漁獲の上限ルールを設けようじゃないか、漁法についても、資源を守りながらやつていくじゃないかという建設的な提案、これをされるべきだと思ひますし、また、されるところなんですけれども、交渉は難航するかと思ひます。しかしながら、そこで粘り強い交渉、そして上限設定、こういった目標を持つて今回の九月の総会に挑んでいただきたいと思ひますが、大臣の決意のほどを改めてお聞かせ願ひますでしょうか。

○林務大臣 サンマを含めた北太平洋公海における漁業資源の持続可能な利用の確保を目的とした北太平洋漁業資源保存条約、これは、今お触れになつていただきましたように、ことしの七月十九日に発効いたしました。この条約に基づいて、NPFC、北太平洋漁業委員会が設立をされますが、我が国、中国、台湾等が参加をしておる

わけでございますので、この条約の作成交渉開始時からリーダーシップをずつと発揮してまいりました。九月三日に第一回委員会合会が開かれまして、事務局を東京に設置するということも承認される予定でございます。

したがって、公海のサンマ資源について、ここを通じて、適切に資源評価それから管理が行われるように、積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

○鈴木委員 最後に、きょうは政府参考人です。外務省からも武藤大臣官房参事官に来ていただいております。

もう一月と一週間がたちました。何かいいますと、広尾漁協所属の第十邦晃丸、十一人の乗組員が船体とともにいまだ国後島は古釜布沖で係留され、一度も陸に上がることなく、あの狭い船体の中で一月と一週間がらうどたつたとところでありました。

これからまさに裁判が始まるということなんですけれども、外務省の方で、今後、乗組員、そして何よりも、また、乗組員と同時に船体も返してもらうということが暮らしを支えていく上でも必要になつてくるわけなんです。今後の裁判のスケジュール感、そして、今後、外務省として、そして政府として、ロシア側に対してどのような働きかけをされていくのか、教えていただきたいと思ひます。

○武藤政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘がありましたように、七月十七日に第十邦晃丸が根室沖においてロシアの国境警備局所属の警備艇により漁獲量超過の嫌疑で拿捕された後、現在に至るまで、もう既に一月月超古釜布沖で拘束された状態にございます。

日本政府としては、こうした事態を受けまして、北方領土問題に関する我が国の立場を踏まえつつ、外交ルートを通じて、人道的観点からも乗組員及び船体の早期解放を繰り返し申し入れてきています。それとともに、第十邦晃丸の関係者からの要望

を受けまして、ロシア側と調整を行い、四島交流事業団の訪問団による葉や食料品の差し入れを計三回実施いたしました。そのうちの第一回目は、先生御本人に届けていただいたところでございます。

八月二十日には裁判が行われ、即日判決が出たと承知しております。判決はまだ確定していませんが、裁判所等のプレスリリースによれば、漁獲量の超過等の違法な漁獲により罰金刑との判決が出されたことと承知しております。

引き続き、乗組員、船体の早期解放を政府としては働きかけて、一日も早い帰国が実現することに努力してまいりたいと思ひます。

○鈴木委員 最後に、大臣官房参事官、帰国というのはどういうことでしょうか。北方領土は我が国固有の領土であります。どこの国から帰国するという意味合いなんですか。

そして、この拿捕の問題、サケ・マス流し網の問題しかり、北方領土問題が解決していないから、平和条約を締結していないがゆえの、これは負の遺産なんです。

はつきりと今の帰国するところを訂正していただきたい。改めての決意を求め、私の質問を終わらせていただきます。

○武藤政府参考人 発言を撤回いたします。

帰国ではございません。一刻も早く帰還を求めるところでございます。失礼いたしました。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、松木けんこう君。

○松木委員 維新の党の松木けんこうでございます。

きょうは、将来の有権者である県立神戸高校の皆さんに来ていただいておりますので、国会議員が実のある質問をやつていらっしゃるんだ、では、将来選挙にちゃんと行こうという気になるような、そういう委員会であるように頑張りたいというふうに思ひます。

今、鈴木さんの方からサケ・マスのいろいろな

話がありまして、最後に外務省の方がぼろつと帰国なんて言っちゃったりしてね。認識が、まあ、しゃべっているうちにぼろつと言ってしまったのかもしれないけれども、やはりああいいうのは気をつけなきゃいけないですね。

それと、大臣、相手はロシアなんだから、交渉もかなりタフにやらなきゃいけないですよ。やはり日本の立場というのは、一言で言うと、アメリカを中心として外交というのはあるんですよ。それは構わないと思います。それは当然のことだと思えます。しかし、ロシアもいるんですよ。結局、だから、そういうものがいろいろあつて、サケ・マスのこないいろいろなことが多分出てきているんですよ、はつきりは言いませんけれども。その上、またロシアの脅威論なんという話をしちゃうと、またまた厳しくなっていくんじゃないかなと思っちゃうわけですよ。

こちら辺、ぜひ林大臣の方から、林大臣は将来の総理大臣ですから、現場の、今の総理大臣に、一言ぐらいいちよつと、そこら辺はもうちよつとうまくやりましようよと、余りここでははつきりは言いませんけれども、そういうことをしつかり進言していただきたい、そう思いますので、よろしくお願いを申し上げます。特に答えは要りません。

では、質問をさせていただきます。

まず、T P Pの交渉、これは、もちろん外交交渉ですから、あれがこうなつて、これがこうなつて、こうなりますよということは当然言えないんですよ。しかし、私は二年間ぐらゐ落選してしまして、その間に、残念ながら維新の党はそのメンバーには入っていないみたいですから、この農林水産委員会で、国益に反するようなことはしないように頑張つてくれというふうな決議をしているんですよ、私がいないときだからよくわからないんだけど。

そういうことのごさいますけれども、どうですか、大臣。何とかかなりそうですか。答えてください。

○林国務大臣 御案内のように、先月の二十八日から三十一日まで、ハワイで、T P P閣僚会合が行われたわけでございます。いろいろな交渉の前進もあつたものの、幾つかの限られた論点について、引き続きやはり協議が必要だという結論に達したわけでございます。

残された課題というのは絞込まれた、こういうふうな言われておりますが、農産品ではまだ引き続き協議すべき課題が残されております。今後、今ロシア等のお話もお話していただきましたけれども、全ても、やはり交渉というのは厳しい交渉だ、こういうふうな思ひます。

最初から合意ができることは合意ができるわけで、残っていることというのは難しいから残っている、こういうことではないかというふうな思ひしておりますが、やはり、今お触れになっていただいた衆参両院の農林水産委員会決議、これが守られたと評価をいただけるように、政府一体となつて全力を尽くす考えで、変わらざるやうにいきたいと思つております。

○松木委員 評価をいただくようにという、若干、ちよつと弱目のお言葉だったような気がするんですけども、大丈夫ですか。大丈夫、絶対任せておいてください、頑張つていきますよという気持ちで答えてくれるとありがたいなというふうな思ひます。

大臣、国会決議も非常に大切ですよ。与野党なしで、みんなでこれをその当時ちゃんと決めたわけだと思ひますので、ぜひこれを守るように、そういう結果が出てくるように、私は本当にお祈りしますよ。我々でよければ何でもやりますから、何にもできませんけれども、私なんか、本当に、どこかに行つて座り込めというなら座り込むし。

私なんかは、今北海道二区というところが選挙区になりました、その前は北海道十二区だったんですよ。さっきの鈴木さんの話なんかを聞くとかよくわかるわけですよ。でも、今北海道二区といつたら、またこれがえらい都市、シティーボーイで

すよ。農業がほとんどないんですね。そういうところに移つちやつた。そうすると、やはりT P Pに感じる感覚も、いる方々も、何となく違ふんですよ、結構。

でも、やはり私は思ひますけれども、消費者と生産者というわけけれども、私はどつちも大切だというふうな思ひます。これは私が受けた印象ですよ、大臣。ただの印象だけれども、私は、一大生産地というところで選挙をやつていました。武部さんのお父さんと前はやつていました、今はいませんけれども。そして今、北海道二区という本当に都市部で選挙をやつていられるんです。これは吉川筆頭にお世話になりながら私はやつていられるわけですが、本当に全然違う選挙区を私は経験しているんですよ。

その中でちよつと思ひのは、どつちも大切なんだけれども、やはり私は、生産者に若干でいいから、物をつくつていられる人たちに若干でいいんですよ、重きを置くような政策というのがひよつとしたら大切なのかな。例えば五十一対四十九、そんなぐらゐの違ひなのかわからないですけども、そういう気持ちでおられるといいんじゃないかなというふうな思ひますけれども、大臣なんかはどういうふうな感じますかね、そこら辺。

○林国務大臣 今、北海道十二区と二区のお話がございましたが、実は大変恐縮な話ですが、私は吉川先生の応援で二区にも入りまして、それから、この間は武部先生のお地元にも行きまして、まさに先生がおっしゃるやうに、随分やはり違ふんだな。この両方の選挙区で実際に有権者をお回りになつた先生の感覚というのは、なるほどなと。

私は参議院で、山口県全県区でございしますので、中には瀬戸内海側を中心に工業地帯もございしますが、主に日本海側のように、農村、漁村というところが中心のところもございしますので、まさになかなか、ここをどうバランスをとるのかというのはい県内一つとつても難しいところがあるわけでございます。

やはり私は、農林水産大臣として、生産者目線というものが大事である、私の仕事としてはそういうことをまずは第一に考えながら、しかし、幾ら生産者が頑張つて生産しても、最終的に消費者に食べていただかなければいけないというのも事実でございますので、そのバランスはしっかりと考えながら対応していかなければならない。先生と同じような認識を持つておるところでございます。

○松木委員 さすが将来の総理大臣だと思ひますけれども、バランス、これは本当に大切なことなので、これからもしつかり頑張つていただきたいと思ひます。

それでは、また質問させていただきますけれども、独立行政法人のことは、きょうは多分お経読みをやつて、審議に入つていくんですかね。それでいいんですか。(発言する者あり)ああ、予定ですね。野党の筆頭はんとは言つていませんけれども、そういうことになるとは思ひます。

この中のごさつと聞きたいんですけども、今回の法案が例えば通つた場合、十三の法人が今度の改革で九の法人まで減ることになるんですね。組織の見直しというのは必要なことだと僕は思ひます。ただ、こういうことが、見直し、見直しとつとつと続いたら、中で働いている方々なんかもなかなか落ちつかない思ひをされているというふうな思ひますし、いつも組織改編ばかりしているというののは、どうも逆に、効率的な組織運営にとつては必ずしもプラスにならなかつちゃうんじゃないかというふうな思ひもするんですよ。

今回の改革は、ある意味集大成を迎えたという説明を政府はされているという感じがするんですけど、そういう文言を使つていられるかどうかというのにはちよつとわからないんですけども、九法人体制というのはある程度最終的な形になるという、これでとりあえず完結したなという認識でよろしいのかどうか、お聞きします。

○あべ副大臣 委員にお答えいたします。

今回の独法改革法案でございますが、いわゆる閣議決定におきまして、今回の改革、今までの改革の集大成というふうに、委員がおつしやつたみたいを書いてあることでございますが、これに關しまして、やはり近年、制度、組織全般にわたるさまざま議論、検討が行われてまいりました。そうした中であつて、いわゆる審議未了のまま廃案になるなどの検討経緯もございました。こうした検討の集大成が平成二十五年の閣議決定でございます。現時点ではこれが最善だと考えております。

一方、今後の独法の業務運営、また改革に当たりまして、引き続き適正かつ効率的な運営を確保することが重要だというふうに私どもは考えておりまして、必要に応じ適切に対応してまいります。

○松木委員 まあ、当然のことだと思ふんですけども、とりあえずは一つこれで完結だということよろしいんですね。

しかし、世の中、改革というのは、これで終わった改革というのはないんですよ。また時代が変われば改革していかなくやらないこともいっぱいありますので、そういう意味では副大臣の言うのもよくわかりますけれども、とりあえず、しかし、これはここで一つの結果だというふうな受けとめ方というのもそれはそれでいいということよろしいんですね。

副大臣、もしよかつたら、どうぞ。せつかく、髪を毛を切つてすてきな副大臣にお聞きしたいんですけども。

○あべ副大臣 繰り返しになりますが、現時点では最善の形だというふうに考えております。

○松木委員 現時点でこれが一つの結果であるという。ことですよ。本当にありがとうございませう。

とりあえず、またやられるのかなと思ひながら働く人たちもかわいそうですから、一つこれが結果だということを言つてあげるのも、中で働いている人たちに、私は維新の党ですから、別に

労働組合に、何か気を使うことは全然ないですから。ただ、働いている人たちのことを思うと、だつて自分がそこにいたら、おい、また俺は首になるのかなとかというのはいちよつときついですよね。

そういう意味で、やはりある程度結果を出して、出たのならば、しばらくはそれでしつかり頑張つていく。時間がたてばまたいろいろ問題が出てくるのは当然ですから、それはそれでよくわかりますので。

副大臣は新しい髪型がよくお似合いですよ、本當に。

それでは、次の質問をしますけれども、これまでの合理化は、効率化して、できるだけ小さなお金で大きな効果を生んでいくという努力をされてきたのだというふうに思いますけれども、その上で、今後の各法人の役割について大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

農林水産業の就業人口は大きく減つてきているわけですが、一方で、高付加価値で高度に安全で安心な作物へのニーズは高まっているというふうにも言えるわけです。我が国の農林水産品への海外市場からの注目も高まっている側面も私はあると思います。高付加価値や安全、安心を担保するには、やはり農林水産分野での科学的な知識や技術力、こういうものが絶対不可欠だと私は思ふんですけれども、そういう意味で、今回の再編の対象となる各法人とその傘下の研究所の役割は今後も引き続き重要であるし、より大きな役割を担う必要があるというふうに私は考えているんですけれども、そこら辺の大臣の御認識というのはいかがですか。

○林国務大臣 まさに今先生おつしやつたように、付加価値をつける、また先ほど北海道の線虫の話も出しましたけれども、そういうものを研究するにしても、やはりこういうところが非常に大事になつてくる、こういうふうに通つております。そういう意味で、独法は、大臣が定めた目標の達成に向けて、自律的かつ効率的に業務運営をす

るということで、研究開発の面で大変大きな役割を果たしてきた、こういうふうに通つております。

今後、需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築、生産現場の強化という産業政策の三本柱と、農村の多面的機能、地域政策、この四本柱の攻めの農政ということをやつていくためには、それぞれの分野でやはり研究をやつていただいて、今申し上げたことを一つ一つ実現していくための研究開発、これが大変大事になつてくる、こういうふうに通つております。

やはり、こういう研究をしていただく、これを通じて攻めの技術革新を起こしていただく、これを通じて攻めの農林水産業に貢献をするということが期待をされるのであります。大変重要な役割を持つていて、こういうふうに通つております。

○松木委員 さすが林大臣です。非常にいいお答えをいただきました。本當にありがとうございます。ぜひこれからも大切にしていってあげたいなところだと思ひます。

農業・食品産業技術総合研究機構と水産総合研究センターは過去にも組織改編の経験をしており、一般管理費と業務費の削減も継続して義務づけられてきたわけでございますけれども、中期目標期間の間に、五年間で一〇％の一般管理費の削減、二期と三期の中期計画では、一般管理費は毎年度平均で最低でも前年度比三％削減、業務費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比一％削減が求められておりましたけれども、非常に意欲的に経費削減を進めてこられてきているんだというふうに私は思ひます。

そこで、この中期計画は、平成二十八年四月、来年度から第四期に入るわけですが、毎年度定量的に減らし続けるということになると、合理化というよりも、なかなか合理化もだんだん難しくなつてきて、では、今までやつてきた仕事を、これまで各研究所などが持つていた機能の一部について、これはもうやめようかということに

なつてしまふと思ふんですね。

その意味で、業務費や一般管理費の削減は一応第三期中期計画で終わりという考え方ではないのかという考えも持つておられるわけですが、そこら辺はいかがですか。

さらなる削減、もちろん無駄があればそれはそうなんだけれども、もし、さらなる削減がまだ必要なんだということであれば、実はこういつたところがまた削減ということでは残つていふんです。よということがあつたのであれば、示していただきたいと思ひます。

○面郷政府参考人 御指摘いただきました国立研究開発法人の業務費及び一般管理費は、国が法人に交付しております運営費交付金というもので、よつて今賄われているところでございます。これは、独立行政法人制度が平成十三年度にできて以来、ずっと農林水産大臣が示しております……(松木委員「余り時間がないから端的に」と呼ぶ)は

中期目標で示した効率化目標ということで一定の削減をしてきたということでございます。業務の運営の効率化というところでやつてきたということでございます。

今後の運営でございますけれども、国立研究開発法人につきましては、平成二十五年十二月の独立行政法人改革等に関する基本方針、閣議決定でございますけれども、ここでは、中期目標において主務大臣が指示する効率化目標につきましては、各法人の事務事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、法人ごとに適切な目標を設定するとされていふところでございます。

ですので、今後の国立研究開発法人の中長期目標につきましては、この閣議決定に沿ひまして、今後の法人運営に支障がないように、適切に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松木委員 もう時間がないので、これで終わりますけれども。本當は、どこら辺をまだ無駄だからやるべきことが

できるんだよということを開きたかつたんですけれども、そういうことをまた言うのも、ちよつと言いつらいでしょうから、これでいいですけれども、余り合理化合理化、削減削減と言つて、何もできなくなつたら困るので、ぜひそこら辺はしつかり頭に入れて、改革は改革、頑張つていただきたい。私は改革していくのは大切なことだというふうに思っていますので、よろしく願います。

大臣、ロシアとの問題というのはそう簡単じゃないけれども、さつき鈴木さんが一生懸命聞いていましたけれども、ぜひ頭に入れたら頑張つてくだされね。

以上です。

○江藤委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 維新の党、村岡敏英でございます。

二カ月ぶりの農水委員会ということで、質問したいこともたくさんあるわけですが、質問の前に、先ほど松木委員からもありましたが、兵庫県立神戸高校二年生の皆さん、農水委員会に社会見学ということで来ていただきました、ありがとうございました。もう二年生ということですから、来年の参議院選挙には、中には国政選挙に投票する人も出てくるということですから、しつかりと皆さんも勉強していただきたい、こう思っています。

ここは衆議院の農水委員会です。皆さんが毎日食べる食料、これを、お米であったり、野菜であったり、そして果物であったり、そういうものが日本全体で今、日本は六〇％を海外から輸入しています。もう四〇％を切つて、皆さんの食べている食べ物、日本でなかなかつくられなくなっている。それを、しつかりと農業を再生させて安心な食料を皆さんに供給していこうということで真剣に取り組んでいる農水委員会ですので、よろしく願います。

そこで、大臣、せっかく高校生が来たので、農林省、大臣がどういふふうな形で取り組んでおられるか、大臣から、ひとつ高校生の皆さんにも。

○林国務大臣 私からも、高校生の皆さんがこの委員会に足を運んでいただいたことに、お礼を申し上げたいと思います。しつかり見て帰つていただければというふうに思っております。

その上で、今ありがたい御質問をいただきました。まさに今、六割を輸入しているというのは、食料自給率というのを計算しております。カロリーベースと生産額ベースというのがございます。食料自給率というののうち、カロリーで計算した場合、今、大体三九％が国産のもの、こういうことになっていて。一方で、売り上げ、生産額で見ますと、六五％強が国産になっていて、こういうことでございます。例えば野菜などは、国産でたくさんつくっておりますけれども、カロリーベースにするとならない、こういうこともあるわけでございます。

したがって、先ほど松木委員から、消費者そして生産者というお話がありました。大変大事なことでだと思いますが、やはり生産者がしつかりと、農業の場合は土地を守つて農地として耕作をしていただいてつくつてもらう、これがなくては食料の自給というのは図れないわけでございますが、最終的には消費者にこれを食べてもらう、ここによって最終的な需給の構造が決まってくる、こういうことでありますので、やはり食べてもらえるもの、すなわち商売でいうと買つてもらえるもの、できれば少しでも値段の高いもの、付加価値の高いものを買ってもらえるようにしていこう、今、こういう改革を一生懸命進めておるところでございます。

戦後、食料が足りないころには、とにかく足りるだけのものをつくる、これを一生懸命やってきました。先輩方のおかげで、特に主食の米などはそういう状況になっているわけでございますが、これからは、つくる方と、そして需要サイドといえますが、付加価値を持つて喜んで買ってもらえるようなもの、これをどうやってしつかりとつけていくかということをしつかりとこの農林水産委員会でも議論していただいて、日本の農林水産

業は大変な潜在力を持つておりますし、ただの産業というのではなくて、産業として振興して、農林水産業が盛んになることが美しいふるさとの自然の環境というものを守つていくということもしつかりと頭に入れたら施策を展開していきたい、こういうふうにも思っておりますのでござい

ます。

○村岡委員 大臣、大変詳しく丁寧、いつもよりも非常にわかりやすい説明でありがとうございました。

そして、せっかく兵庫県ですから、西村副大臣がきよう来ていますけれども、高校生の皆さん、今、T P Pという、新聞には載っていますけれども、何を交渉して、どんなことをやっているのか、簡潔に、ちよつと西村副大臣から答えていただけますか。

○西村(康)副大臣 もう委員も御案内のとおりだと思いますけれども、二十一世紀にふさわしい経済のルールを決めていこう、できる限り自由な貿易や投資や、そうした環境の中で経済を活性化していこう、さらには知的財産を守つていくとか、あるいは投資が保護されるとか、これまでのように物品だけではなくて、サービスあるいは金融の取引とかさまざまな取引が新しく広がってくる中、電子商取引なんかもそうですけれども、こういった分野について、これまでルールが決まっていたいなかった、あるいは自由な取引ができなかった分野について、できるだけ活動ができるようにしようという、そうした大きなルールを決めていこうというものが、このT P P交渉の、十二カ国が集まった思いであります。

本来であれば、これはW T Oという国際的な、多くの国が入つたところで決めていくわけですが、けれども、多くの国が入り過ぎてなかなか利害がまとまらない。それであれば、そういう高い志を持った有志でまず集まって基本となるルールを決めていこうじゃないかということで、十二カ国が集まって交渉を重ねてきているわけであり、大詰めのところに来てはいるわけであり、

ら、何とか二十一世紀に世界経済として日本の経済が活性化していくように、そのための新しいルールをしつかりと議論して決めていければという、そんな思いでございます。

○村岡委員 ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

西村副大臣、T P P交渉の担当ということで、米が五万トンであったり、牛や豚や、そういう関税の下げとか、いろいろ新聞で躍っています。そして、もちろん、先ほどの玉木委員の話でも、質問したときに、パッケージで決まるから何も決まっていけない、こう言っています。

しかしながら、例えば米の問題に関して、甘利大臣は五万トンというのは要求したと言っております。この五万トンは、実際に日本からは提案したんですか。

○西村(康)副大臣 大臣がいろいろな場面で言われていることは承知をしておりますけれども、どういうコンテキストで言われたのかというのは細かくは承知をしておりますので、私から細かい交渉の内容は、どういふことを主張し、どういふやりとりがあつたかは差し控えたいと思います。いづれにしても、日本として、守るべきは守りながら攻めるべきは攻めて、特に決議をいただいておりますので、それを守つたと言つていただければ、国会で承認いただけるように、そうした中でしつかりと交渉を進めているところでございます。

○村岡委員 林大臣、先ほど玉木委員にも答えていましたが、パッケージと言いました。だけれども、この五万トンということをやつたということとは、甘利大臣から聞いているわけですね。

○林国務大臣 先ほど玉木委員にお答えをいたしましたけれども、交渉の内容そのものでござい

ますので、私からコメントすることは差し控えたいと思います。

米について、アメリカから非常に厳しい要求がなされているということは事実でございますが、米は国民の主食でございます、最も重要な基幹

農作物である、こういう認識のもとで、慎重に交渉を進めておるところでございます。

○村岡委員 別にまだ決まっていらないわけですから、言ったか言わなにかはイエスかノーでお答えいただきたいんですが、同じ答えにはなると思いますが。

そこで、農林省の方にお聞きしたいんですが、M A米で年間どのぐらいの赤字が出ていますか。

○林国務大臣 ちよつと御通告がなかったもので、すから担当の部局が今来ておりませんので、後ほどしっかりと説明をさせていただきますと思ひます。

○村岡委員 詳しい数字はあれにしても、新聞紙上で書いてある中で、そのときの米の値段や、飼料米に変えたりするとか、いろいろあると思ひますけれども、年間百億から三百億かかる、こう言われているわけですか。その意味においては、M A米だけでそのような赤字になっている。

例えば、米を厳しい状況で輸入したときには、やはり何か困り込みをしなきゃいけない、そういう場合には大変な財政負担がかかるという認識はお持ちでしょうか、大臣。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、現在どういう交渉をしているかというのはあれしっておりませんが、したがって、どういう形になった場合にどういう対策を打つかというのは、この間もここで村岡委員とはやりとりさせていただきましたが、具体的にこういうことなので、こういうことをやろうと思つていて、逆に言うと、交渉の相手国に予断を与えることになり、そこで、交渉上不利をもちますという可能性もございますので、私から申し上げることは差し控えていた、さう思ひます。

○村岡委員 そうすれば、まだ交渉事の五万トンなのか七万トンなのかというのは決まっていらないということでは結構ですけれども、M A米に關して、これは在庫にかかるとのだった、それからまた飼料米にしたり、また、のりや何かしたりして、それは相当な財政負担になっていると

いう認識はありますでしょうか。

○林国務大臣 現行のM A米については、先ほど大変失礼いたしました、担当部局が来ておりませんので詳細な数字がお答えできない状況ですが、何がしかの財政負担をしながら運営をされている、こういうふうな承知をしております。

○村岡委員 何がしかというのか、これは重要なことで、この国の一番重要なことの中の米政策にかかわることなんです。これは通告するか通告しないかじゃなく、T P Pで米のことをどうするのかと交渉していますから、相当な財政負担になっている、なかなかそれが解決できていない、こういう認識はお持ちだと思ひますが、大臣、どうでしょうか。

○林国務大臣 財政負担があるということ、それが解決すべき問題であるかどうかというのは、ちよつと分けて議論する必要があると思ひます。

国際的に交渉して妥結をした取り決めになったものとしてM A米というのが決まっておりますので、当然、これをほかのいろいろな施策と調和させるために、政策上必要なことがあれば、それは財政上の支出を伴うことがあることはあり得る、こういうことではないかというふうに思ひます。

○村岡委員 そこで、西村副大臣にお聞きいたします。

決議も大切です。そして、日本の農業を再生していくのも大切です。しかし、この交渉の中で米というものが輸入拡大した場合に、相当な大きな財政負担がかかるという、そして日本の農家に大変な影響を与える、この認識はお持ちですね。

○西村(康)副大臣 日本の農業のまさに基盤が壊されないように、これは再生産可能であるようにという決議もいただいておりますので、そういうことの中で交渉を進めております。

最終的にどういう決着になるかは、まだ、これから粘り強く交渉してやっておりますので、今の段階で予断を持つてどうこうお答えするのは差し

控えたいと思ひます。

○村岡委員 そのことを聞いているわけじゃないんですけども、同じ答えになると思ひますので、視点を變えて大臣にお聞きしたいと思ひます。

今、パッケージでいろいろやっている中身があります。最終的にどういうふうな決めるか、それはまだ決まっています。その中で、この農林水産委員会の決議というのがよくあります。これは、大臣が思つていて決議の重み、そしてさらにこれは、この決議というのはどういうふうな形で解釈が一番守つたと言ひえるのか、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○林国務大臣 少し前の委員会でも随分この議論はいろいろな方とさせていた、だいたいわけてございしますが、まさにこれは衆参の両院で、この農林水産委員会でも決議をされたということでございますので、この決議がどういう意味なのかという解釈を、私は政府側として解釈するのは適当でない、こういうふうな考へております。

○村岡委員 どういう内容かしつかりと理解して、という形が通常だと思ひます。解釈という言葉が、ちよつと安保法案と違ひるので、解釈変更とかそういう意味じゃない、こう思ひます。

西村副大臣、この農林水産委員会の決議は何度も読んだと思ひます。これはどういふことだという認識で交渉されていますでしょうか。

○西村(康)副大臣 まさにここに記されている各項目、何度でも議論させていただきまして、私も目を通し、何度でも、このことを頭に置いて交渉にかかわつてきたわけであり、すけれども、日本の農業が、まさに再生産可能となるようということ、この文言を私は非常に重く受けとめておりまして、しつかりと日本の農業が、基盤が守られていくということが大事だというふうな認識をいたしております。

○村岡委員 解釈の仕方が、政府が考へること、農林水産委員会が考へること、そして消費者が考へること、農家が考へること、全部違ひたら何の

意味もない決議になります。やはりそこは統一したからこそ、これを聖域と言つたからこそ、参加したはずなんです。その認識は持つていた、だかきやいけない。その認識はお持ちですか。

○西村(康)副大臣 まさにここに書いてある事柄を私どもはしつかりと受けとめて交渉を進めてきておりますので、このことの重要性は十分に認識をしておりますので、引き続き、このことを頭に置きながら最後まで粘り強く交渉していきたいというふうな思ひます。

○村岡委員 この決議は、存立危機とかそういう言葉よりも非常にわかりやすい言葉なんです。誰がこの決議を見ても、こうやらないやいけないというところで、これには解釈の変更はない、こういうふうな思ひます。

そういう意味で、ぜひ交渉をしつかりと進めていただきたいと思ひますので、西村副大臣にはそのところを認識してやつていただきたい、こう思ひます。

これからT P P、漂流するのかそれとも妥結するのかという方向性はまだわかりませんが、けれども、この認識だけ、最後にお聞かせ願ひえればと思ひます。

○西村(康)副大臣 残念ながら、前回の関係会合では合意には至らなかつたわけであり、すけれども、前進したことも事実であり、す、各国が、そのことも踏まえた上で、もう少し、何とか早期にまとめようという機運を持ち続けていることも事実でありますので、事務的な交渉を重ねながらできるだけ早期にまとめていく、その努力を引き続き続けていきたいというふうな思ひます。

○村岡委員 副大臣、もう一つお聞きします。

このT P Pとともに、日欧のE P Aがあります。これは、T P Pが妥結しない限りE P Aは進まないという認識でしょうか。

○西村(康)副大臣 実は、私はT P Pは担当しておりますけれども、日・E Uの交渉は担当しておりませんので私が答へる立場にはありませんけれども、一般論で言えば、一つの自由貿易、こうし

た経済協定の交渉がまとまってくれば、それに刺激を受けて、いわばそのまとまった国同士の交流が活発になるわけですので、それ以外のところは取り残されてしまうというか別の古いルールでやらなきゃいけないってしまいますので、そういう意味では、このTTP交渉がほかの交渉にも刺激を与えて、ほかの交渉が加速をされるということとは私もとて期待をしたいというふうに思っております。

○村岡委員 林大臣も同じ認識ですか。

○林国務大臣 今、西村副大臣からお話がありましたように、いろいろな影響を与える、こういうのは事実ではないかというふうに思っておりますが、交渉自体は別の交渉でございますので、日・EUの方でTTPの交渉の妥結が何か条件となっている、こういうことではないというふうに申し上げておきたいと思えます。

○村岡委員 西村副大臣、お忙しいでしょうから、ありがとうございます。違う質問に移りますので。

そこで、先ほど委員会の中でもありました電気柵の事故について、電気柵自体は経済産業省なのかもしませんが、その中で農業関連が七千件ぐらにあるということですから、鳥獣被害のためにこの電気柵は非常に有効で、使わなきゃいけない。しかしながら、人間に害を与えるのでは本末転倒ということになってしまいます。

その辺のところは、農林省はどのように電気柵について把握し、そして電気柵をつけている方々に指導しているのか、教えていただければと思います。

○中川大臣政務官 質問にお答えいたします。

七月十九日に電気柵の事故がありました。本当に大変痛ましいことであつたというふうに思います。二十一日に都道府県に對しまして、電気柵の安全対策が適切に講じられているかどうか点検するように依頼をいたしました。今月十七日までには報告があつた全国約十カ所に設置された電気柵の

うち、約七千カ所で、危険表示がないなど適切な安全対策が講じられていないということが確認されました。

多くの不適切事例が確認されたことも踏まえまして、事故の防止に万全を期するため、農林水産省としまして、安全対策の周知、指導の徹底を幅広く、継続的に、反復的に行うよう、都道府県に對しまして、十九日に改めて文書で要請をいたしました。そのほか、経済産業省とともに、先ほど石田先生の御質問の中にもありましたように、普及啓発用のポスターを新たに作成し、市町村、農業団体に広く配布する予定でございます。さらに、来月九月一日から十月三十一日まで、秋の農作業安全確認運動というのを毎年やっているわけでありますが、新たに電気柵の安全対策にも取り組むということにしております。今後とも継続的に注意喚起を行っていくこととしております。

また、十九日には関係省庁連絡会議が開催をされまして、経済産業省や環境省など今後に対応方針について意見交換をしたところであります。これから関係省庁と連携を密にしなが、電気柵の安全確保に万全を期してまいりたいというふうに存じます。

（委員長退席、齋藤（健）委員長代理着席）

○村岡委員 ぜひ、これは人間の命の源泉である食料を鳥獣から守ろう、そうしているところが、人間が電気柵で亡くなるなんという、こんな不幸なことはいわゆるから、しっかりと農林水産省も指導していただいて、危険箇所、それからまだ何も表示していないところ、それは早急に把握していただくということをお願いしたい、こういうふうに思っております。

最後の質問になりますけれども、概算要求、いろいろ新聞紙上に出ています。まだ概算要求ですから、中身の細かいことはもちろん答えられないでしょうけれども、農林省として、来年度の概算要求、何を一番重要視しながらこの概算要求の案をつくっているのか教えていただければと思います。大臣。

○林国務大臣 これが一つだけ重要ですよというのはなかなかないのでございますが、それぞれの需要として供給、先ほど高校生の皆さんがいらつしやるときにお話しした、それをつなぐバリューチェーン、そして地域政策、それ以外に林、水、こういうふうにごさいますので、それぞれ柱を立ててこの要求をしよう、こういうふうに思っております。

水田フル活用推進と、それから農地中間管理機構等々による農地集積、集約化の推進、畜産クラスターを軸にした畜産、酪農競争力の強化、それから輸出も含めた付加価値の推進、こういうものをやるとともに、日本型直接支払い等による多面的機能の発揮、それから林業の成長産業化、森林吸収源の対策、水産日本の復活のための施策、こういうものが大きな柱となつて、それぞれいろいろな施策の所要経費を要求していきたいと思っております。

○村岡委員 もちろん、概算要求するのは大切なものを全部要求していくわけでしょうけれども、しかし今、農業の改革が進められて、農業を成長産業にしよう、こういうことですから、やはり力を入れていくところを見せていただかないと、それはただ単に全部が大切なものももちろんですけども、特にここは伸ばしていきたい。例えば、大臣がいろいろなところに行つて、香港とかに行つて、輸出をいろいろやっていますけれども、輸出とか、それから基盤整備とか、何か目玉は、思っていることがあるはずなんですけれども、それを最後にお答え願つて、終わりたいと思います。

○林国務大臣 いろいろな方から御意見を聞く機会がございしますが、御要望として多いのは、やはり今言つていただいたように、基盤整備でございます。このことは、総枠を確保すべく一生懸命努力をしております。

また、付加価値の中で、今まさに触れたい。だいたように、輸出、これは全体として需要を伸ばしていくために欠かせない分野でございます。

昨年の輸出額が六千七百十七億と過去最高になりましたけれども、一月一六月で既に三千五百四十七億ということで、前期比二五％増で伸びております。これをさらに伸ばすように、しっかりと輸出に関連する予算も増額をして要求をしていきたいと思っております。

○村岡委員 これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○齋藤（健）委員長代理 次に、齋藤和子君。○斎藤（和）委員 日本共産党の斎藤和子です。

質問をさせていただきます。二〇一五年の米の収穫が始まりました。早場米では、昨年に比べて、三百円とか、高いところだと千八百円と概算金が設定されていると言われております。

私も、地元千葉県で米の買い入れをしている農協があるんですけども、そこに伺つたところ、九千五百円に上つた。昨年に比べれば五百円ぐらいい値上がりしたということなんですけれども、農家の方にしてみれば、昨年に比べて暴落したわけ、それに比べて、五百円だけれども、大きく値を回復する見込みもなければ、展望もない。米の生産費は一俵一万六千円と言われていたわけですから、それに全く届かない。

ここ数年の平均的な全国的な相対取引価格を見ても、一万五千円とか一万四千円で推移してきたわけ。その米の価格が、昨年、一気に平均で一万二千円を割り込むというところまで落ち込んだ。

農家の方々は、米つくって米食えねえという怒りの声が上がつたわけなんですけれども、米でも野菜でも、価格がちゃんと安定していれば後継者だっているんだ、また、農産物の価格が安いから、展望が見えないで、息子に農業を継げなんて言えない、外に働きに行く、そういうふうになんて言えないんだという声、それから、一万円を割つた状態で米づくりを続けるということはどうしてもじゃないけれども無理だ、こういう声をどこでも聞かれます。

そうした状況にもかかわらず、政府は、毎年、ミニムムアクセス米で七十七万トンを輸入している。米の需要が減っているもとで、このM A米の数量は一切減らすことなく輸入し続けているわけだ。

ここに来て、T P Pに関連をし、甘利大臣が米の別枠輸入を五万トンと主張したと、先ほどもありましたが、それは事実ですというふうな甘利大臣みずから記者会見で述べているわけだ。

私は、ちよつとこれは林大臣にお聞きしたいんですけれども、こうした米の価格が暴落している状況、こうした状況の中で、五万トンという数字はどういう意味を持っているとお感じになつていらっしゃるでしょうか。

〔齋藤(健)委員長代理退席、委員長着席〕
○林国務大臣 先ほど来お答えをしておりますが、交渉内容そのものでございますので、私からはコメントすることは差し控えたい、こういうふうな思っております。

米について非常に厳しい要求が特に米国からなされている、こういうことは事実であろうか、こういうふうな思いますが、米は国民の主食でもあります、主要な基幹的農作物である、こういうことでございますので、慎重に交渉を進めておるところでございます。

○斉藤(和)委員 私は、生産者目線から見るときに、やはり米をつくりたいという思いを生産者の方々は持っているわけだ。そうしたときに、その米を豚や牛に食わせるのか、しかし、今の米価の状況を見れば、飼料米にするしかないという選択をされているわけだ。

そのときに、政府は、米が毎年八万トン程度需要が減少している、それが米余りになっているんだということを繰り返して強調されているわけだ。今出てきた数字というのは、それに匹敵する、アメリカは十七万五千トンと別枠輸入を主張しているわけだから、T P P交渉では、アメリカから要求されていることを考えると、この米が余っている八万トンというのは、し

かも、譲歩する七万トンという話も出てきているわけだ、本当にこんなことをしたら、ますますお米をつくり続けるということができない状況になると思うんです。

米というのは単なる食料の生産というだけではなくて、中山間地が多い、山があつて、平地が少なく、すぐ海に向かう、こういう日本の特殊性の中で、水田が果たしている国土を守るといった役割というのは非常に大きいというふうな、農林水産省も多面的機能ということで試算を出しているわけだ。

そういうことを考えても、やはり日本にとつて米づくりというのは国土を守るといった点から非常に私は重要だと思ふんです。だからこそ、国会決議の中で、重要五品目については除外または再協議というふうな明確に書いて、衆参両院で決議をされている。

この米の五万トンの別枠輸入というのは除外というふうな言えるんでしょうか、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、交渉内容については私からコメントすることは差し控えたいと思つております。また、決議について私から解釈をすることは差し控えさせていただきますというふうな思つております。

今委員がおつしやつたように、水田というのは大変重要な機能を有しておる、これはそのとおりでございます。多面的機能の試算自体は農水省ではなくて学術会議だつたと思ひますが、そこで試算をしていただいたものがありますように、治水治山機能に始まりまして、いろいろな機能を持っているというのが出ております。数字に換算できるものであればいろいろの数字が出ておりますが、それ以外に数字に換算できないものもあるということでございます。

したがつて、我々としても、水田という生産装置をフル活用するというところで、かつ、需要に合った生産をするということで、今おつしやつていただきました餌米ですか、あるいは酒米です

とか、麦、大豆、こういった転作奨励ということを通じて、水田をフル活用していただくということをしつかりと施策で展開していきたい、こういうふうな思つておりますし、先ほどお話がありましたように、ことしの概算金の状況も、生産調整というものが始まりましてから初めて達成を達成しているのではありませんか、こういうふうな受けとめておるところでございます。

○斉藤(和)委員 国会決議の解釈はということで発言されませんでしたけれども、私は、この米の五万トンの別枠輸入、最低ですけれども、これをやつても、もし国会決議が守られたと評価されると思つていたら、非常に大問題だ、国会決議というのは何なのかという根拠が問われることになるだろうというふうな思つております。

国会決議は、あくまでも五品目について、「引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」とし、さらに六項目め、「自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さない」というふうな書いてあります。

今でさえ再生産できない価格に迫り込まれているこの米の状況を見たときに、政府がさらにそれに追い打ちをかけるような、再生産が本当に根拠からできない、農業が続けられないような状況になるような交渉というのは、私はもう続けるべきではないというふうな思ふわけだ。

そもそも、七月末のハワイでの関係会合は、最終合意するんだということで鼻息荒く行つたわけですが、大筋合意には至りませんでした。甘利大臣は、会合の後の記者会見で、八月末までに会合を持つというのが共通認識だというふうに述べたんですけれども、その後、八月中旬に関係会合開催は困難と、さらに、十日後のテレビ番組では、九月いっぱいには開催しないというふうな発言されているわけだ。

内閣官房の方にお聞きしますけれども、その

後、このT P Pの関係会合の開催の日程とか進捗状況というのはどうなつていっているでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。先月のハワイの会合での成果を踏まえまして、できるだけ早期に次回の関係会合を開催するべく調整中ではありますが、現時点ではまだ日程は固まつておりません。

なお、マレーシアで開催されておりますASEANの会議の中で、きのうまでU S T Rのフロマン代表と数力国の関係閣僚でT P Pに関する会談も行われたようでございます。その中でT P P交渉をできるだけ早く終結させることを話し合われたということでございます。

○斉藤(和)委員 早期開催のために頑張っているというふうな言われましたけれども、現状はまだ決まつていない。

甘利大臣も、残された課題を処理した後に関係会合を開くというふうな話されていて、なかなか開くめどが立たないというところは、合意がたい深い溝があるんだらうというふうな思ふんです。

ハワイで合意に至らなかった原因について、安倍首相に我が党の紙智子議員が十日に質問をしました。その答弁の中で、一部の国の間の物品市場アクセス交渉、知的財産分野の一部について各国の利害が対立したというふうな答弁されていま

す。物品市場のアクセスの問題になつているのは二ユージーランドの乳製品だというふうな思ひますけれども、甘利大臣は紙議員の質問に、二ユージーランドの日本に対する過大な要求に、我々は阻止するために頑張つたんだというふうな答弁されました。しかし、二ユージーランドは、乳製品を念頭に、そもそも例外なき自由化という趣旨でT P Pの前身であるP 4に入つていて、T P Pの枠組みへの構想にしたわけですから、たやすく引き下がると思ひないわけだ。

また、アメリカにとつて医薬品は巨額の利益を生む分野であるというふうな言われていて、特許の保護期間を十二年にしろと譲らない。一方、他

の国にとっては、後発業であるジェネリック医薬品が製造できなくなるから五年にしろと猛反発している。これは、要は各国にとつては国民の命にかかわる問題だから、だからやはり必死になつて抵抗し、抗議をしているわけだと思ふんです。

さらに、原産地規制の問題では、自動車部品をめぐつて、アメリカ、カナダ、メキシコのNAFTAではこの原産地規制は六二・五%になつてゐるんですけども、日米では四〇%ともそれ以上ともかいろいろ言われていますけれども、明らかにNAFTAよりは低い。こうした状況の中で、メキシコが日米合意は受け入れがたいと言つたというふうに日経の新聞記事にもなつてゐるわけです。

報道で出されてゐるこうした課題を見ても、なかなか合意に至るのは難しいというふうに思ふんですけれども、日本政府としては、こうした状況をどう打開しようというふうに思つていらつしやるんでしようか。

○澁谷政府参考人 ハワイの閣僚会合では、ルールの分野では実質的に収束したチャプターがかなりあつたということでございます。現在、テキスト、いわゆる協定の案文に係る法的チェックなどの作業が事務レベルで行われております。また、さまざまな国同士で事務レベルでの調整が精力的に行われてゐるところでございます。

残された問題はいろいろも政治的な課題でございますまして、いずれの国も、自分以外の国が先に譲れば自分は最後というのを十二カ国がみんなそれぞれ言つてゐる非常に難しい状況でございます。だからこそ、十二カ国が一堂に会して、全体でパッケージで取りまとめるということをハワイでも試みたわけでございます。次回の会合に向けて関係国と十分に協議した上で、残された論点の解決に向けて最大限の努力をしていきたいと思つております。

○斉藤(和)委員 ハワイで試みたんだけど、なかなかうまくいかなかつたという状況だということに思ひます。

こうした状況を見たときに、日程の見通しとして、アメリカ議会におけるTPAの可決そのものがぎりぎりの綱渡りだつたんですけれども、TPP交渉においても、アメリカは常に議会に監視されている、議会の納得が得られないものであれば否決されてしまうというような立場にありますから、当然、強硬姿勢を崩すわけがありません。

仮に交渉が妥結したとしても、アメリカは署名までに少なくとも九十日間かからず、署名の六十日前にはUS-TRのホームページに全文を掲載するというふうになつてゐます。同時に、独立性の高い国際貿易委員会の経済影響分析も受けることになつてゐます。こうして十二カ国でそろつて署名した後、さらに最大九十日間の一括審議が米國議会でされる。こういう手続、段取りだと思ふんですけれども、これでよろしいでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。まさに委員御指摘のとおりでございます。二〇一五年の貿易促進権限法、TPA法によりまして、と、通商協定の署名、これに先立ちまして、その九十日前までに大統領は協定への署名の意図を議会に通知しなければいけないということが規定されておりますとともに、通商協定の署名六十日前までに協定のテキストをUS-TRのウェブサイトに公開しなければならぬということが規定されております。

また、国際貿易委員会、こちらの方からも、協定の署名後百五十日以内に、大統領及び議会に対して、協定が経済全般に与える影響等を評価する報告書を提出しなければならぬということが規定されております。

さらに、実際に通商協定を承認する実施法案というものが提出された場合には、議会は、その提出後最大九十議会日以内に上下両院で採決しなければいけないということが規定をされてゐるというふうに承知しております。

○斉藤(和)委員 ありがとうございます。そうすると、仮に九月下旬に大筋合意をしたとして、署名が最も早く十二月下旬、そこからす

ぐアメリカの実施法案の審議が始まつて、九十日審議すれば三月下旬です。

しかし、アメリカの議会は、二月一日から大統領選挙の予備選がスタートし、三月初旬にはスーパーチューズデーと言われる、多くの州で同時に予備選挙が行われて、淡々と議会審議が行われる状況ではなくなつてゐるというふうに思ふわけです。

それまでに通すとなると、今でさえ全米でTPPの反対の声が広がつてゐる、さらに、条文がホームページで公開されるわけですから、日本も含めて世論が沸騰する、そう単純にはいかないというふうになると思ふわけです。だからこそ、甘利大臣は十七日のテレビ番組で、九月いつばいという気持ちを持ち続けたいと漂流する危険性があるというふうに話されたんだろうというふうに思ふわけです。

林大臣、この甘利大臣の、漂流する危険があるという言葉をどう受けとめていらつしやるのでしょうか。

○林国務大臣 先般の閣僚会合においては、今後交渉の早期妥結に向けた努力を継続する、こういう認識が各国で共有されております。

ただ、残された課題というのは、何回も交渉をやりまして、できたものから片づいていく、こういうことでありまして、残つてゐるのは、難しい、今まで全くチャレンジしてゐなくて残つてゐるということではなくて、ずっとやってきて残つてゐるということも事実でございますので、甘利大臣としては、私も全部コンテキストを拝見したわけではございませんが、交渉の妥結に向けて各国がしっかりと努力するということが重要である、こういうふうなことを強調されたのではないかと、そういうふうな受けとめております。

○斉藤(和)委員 つまり、残つてゐる問題は、繰り返しやつたけれどもなかなか合意に至らない非常に難しい問題が残つてゐるんだ、そういうことだから、そう単純ではないということだと思ふんです。

確認なんですけれども、八月末に日本では概算

要求の締め切りです。TPPはいまだ合意に至つていないわけですから、来年度予算にはTPP対策予算はもちろん盛り込まれないというふうに見てよろしいでしょうか。

○林国務大臣 まさに今TPP交渉は継続をして交渉しておりますので、予算を計上するということになると、何について計上するのかということ、その部分については対策が必要になるのか、こういうふうになりますので、交渉上不利をもたすおそれもある、こういうふうな思つておりますので、TPP交渉いかにかわらず、農林水産業・地域の活力創造プラン、こういうもの等に基づいて、今月末の概算要求提出に向けて現在検討を進めておるところでございます。

○斉藤(和)委員 自民党の稲田朋美政調会長は、先日の会見で、妥結後にTPPの対策予算についても補正予算を考えているというふうにおつしやつていました。

もし仮に九月中旬に合意したとしても、国会での承認が必要になるわけですから、国会の承認がないもとでTPPの対策予算が組まれることはないと思ひますが、つまるところ、補正予算でも対策予算が組まれることはないというふうな考えてよろしいでしょうか。

○林国務大臣 これは、現在交渉中でございますので、いつ、どういうふうな妥結をするかという何らかの仮定に基づいて今何か御答弁を差し上げるといふのは難しいのではないかと、そういうふうな思つております。

○斉藤(和)委員 つまり、日本としては、TPPが交渉中であり、妥結をしていないもとで対策予算等を、補正または本予算を含め、立てられる状況にはないということだ、というふうな思ふわけです。

日本政府が何でもこゝまで前のめりになつてきたのかということ、やはり参議院選挙に影響を与える、そういうことを念頭に置いて、この秋の臨時国会で何としてもTPPを批准、進めたいというふうな考えていたのではないかと、いうふうな思

われるわけですが、今のT P Pの状況を見ますと、なかなか秋の臨時国会というふうには今のお話でもあり得ないというようなことです。

そうなりますと、やはり私は、そもそもT P P、どうするかということが問われてくるだろうというふうに思うわけです。

一番最初に米の問題を話しましたが、この間、報道ベースでも、牛肉は関税を現行の三八・五％から段階的に九％まで下げる。豚肉は、安い部位の関税を一キロ四百八十二円から五十円まで引き下げ、高い部位は関税を四・三％からゼロにする。小麦はマークアップを半減などなど、要は、重要五品目だと言っていたものさえもがどんどんどんどん、守るどころか、アメリカの要求に沿うような形になっていっている。

私はさらに問題だと思ふのが、この間、アメリカは一貫して、遺伝子組み換え食品の表示をなくせとか、防腐剤や防カビ剤など、収穫後に農薬をまくポストハーベスト、これが日本の基準が厳し過ぎるからと緩和するということを繰り返して日本は言われてきているわけです。

こうしたT P Pのみならずアメリカの要求を突きつけられて、これを丸のみするような動きというのは、私は、日本の国益を守るどころか、やはり一部の多国籍企業のもうけのために、日本人の食料も食の安全も含めて、日本を丸ごと売り渡すようなものになっているんじゃないかというふうに思うわけです。

私が重要だと思うのは、ただでさえ、今食料自給率は三九％です。農協法の審議の中でも、食料を自国でつくらなければ兵糧攻めに遭います、こういう発言がありました。アメリカは食料をどう位置づけているか。軍事とエネルギーと並ぶ、国家存立にとって重要な柱というふうに位置づけています。そのときに日本が、コンバインやトラクターが壊れたらもう米づくりしないよ、もう再生産可能な現場ではない状況の中で生産意欲が奪われている。それに、日本には農業は要らないと言わんばかりの情報がT P Pの流れの中でどんどん

どんどん振りまいてこられたら、ますます日本の食料の安全確保という点は非常に危ぶまれる。

私は、T P P交渉からは直ちに撤退することが何よりも日本の国益を守る方法だということを強く強調して、質問を終わります。ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、内閣提出、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣林芳正君。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○林国務大臣 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

政府においては、これまで時代に即した合理的かつ効率的な行政の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進してきたところであり、この行政改革の一環として、平成二十五年十二月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針において、独立行政法人について国の政策実施機関としての機能強化等を図るため、独立行政法人に係る制度及び組織の見直しを行うこととしたところであります。

この法律案は、この政府の方針に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、農業青年基金及び農林漁業信用基金の内部ガバナンスの高度化等を行うものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国立研究開発法人農業・食品産業技術

総合研究機構法の一部改正であります。

農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターを統合し、基礎から応用まで一貫した効率的な研究を推進し、研究成果を最大化するとともに、研究成果を活用した種苗管理業務の高度化、効率化を図ることとしております。

第二に、国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正であります。

水産総合研究センター及び水産大学校を統合し、それぞれが持つ研究開発機能と人材育成機能の一層の向上を一体的に推進することとしております。

第三に、独立行政法人農業青年基金法及び独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正であります。

農業青年基金及び農林漁業信用基金の行う金融業務の高い公共性に鑑み、その適正な業務運営を確保する観点から、それぞれの役員員に対し秘密保持義務を課すこととしております。

また、農林漁業信用基金については、出資者及び学識経験者のうちから主務大臣が任命する運営委員をもつて組織される運営委員会を設置し、業務運営に関する重要事項の審議を行わせることとするほか、近年、金融業務に係る高度化、複雑化するリスクを適切に管理するための態勢を整備する観点から、金融庁検査を導入することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○江藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条を「第二十二條」に、「第二十四条・第二十五条を「第二十三條・第二十四条」に改める。

第四条第一項中「技術上の総合的な」を「技術（畜糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）上の」に、「により、農業及び食品産業」を「により、農業等」に改め、「民間等において行われる」を削り、「試験及び研究の促進に関する業務」を「基礎的な試験及び研究」に改め、「ほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図る」を削り、同条に次の一項を加える。

3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

第六条第四項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第十條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十一条中「四年」を、「理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するもの」に、「理事の任期は二年」を「任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「農業及び食品産業を」を「農業等に改め、多様な専門的知識を活用して行う」及び「総合的な」を削り、「並びに調査」を「調査、分析、鑑定並びに講習」に改め、「この」の下に「(次項に規定する業務に該当するものを除く。)」を加え、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

第十四条第一項第六号から第十号までを削り、同項第十一号中「の業務」を「に掲げる業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の三項を加える。

3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第十五条第二項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。

二 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。

三 ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第六十三条第一項の規定による集取

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第三十二条第一項

の規定による立入り、質問、検査及び収去

5 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

第十五条第一号中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加え、同条第二号中「これら」を「これ」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十六条の見出しを「積立金の処分」に改め、同条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定においてを削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「及び第四号」を削る。

第十八条第一項中「及び第二号」を削る。

第十九条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十条第一項中「同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し」を削り、同条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十一条第一項第二号中「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中又は第三号を削る。

第二十二条第一項第二号中「又は第三号」を削り、「資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金」を「財務及び会計」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「又は第三号」を削り、同項第七号中「第十五条第四号」を「第十五条第三号」に改める。

第二十三条を削る。

第二十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第二十三条とし、第二十五条

条を第二十四条とする。

(国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正)

第二条 国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構法
目次中「第五条」を「第六条」に、「第六条」第十号を「第七条」第十一条に、「第十一条」第十四号を「第十二条」第十五条に、「第十五条」第十六条を「第十六条」第十七条に、「第十七条」第十八条を「第十八条」第十九条に改める。

第一条及び第二条中「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第三条の見出しを「(機構の目的)」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター」以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」以下「機構」に改め、「総合的な」を削り、「放流の下に」を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を加え、同条第二項中「センター」を「機構」に改める。

第十八条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条中「第九条」を「第十条」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「センター」を「機構」に改め、第四章中同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「センター」を「機構」に、「第十一条第一項第二号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「センター」を「機構」に、

「第十一条第一項及び第二項」を「第十二条第一項、第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第十三条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一条第一項、第四項及び第五項」を「第十二条第一項及び第四項」に改め、同条第二号中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「センター」を「機構」に改め、同項第一号中「総合的な」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十一条第二項及び第四項中「センター」を「機構」に改め、同条第五項を削り、同条を第十二条とする。

第十条中「センター」を「機構」に改め、第二章中同条を第十一条とする。

第九条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二条第一項第一号の業務(同項第五号の業務に係る研究に限る。)及び同項第五号の業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に、「五人」を「六人」に改め、同条を第七条とする。

中同条を第六条とする。

第四條中「セクター」を「機構」に改め、同条を第五條とする。

第三條の二中「セクター」を「機構」に改め、同条を第四條とする。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第三條 独立行政法人農業者年金基金法平成十四年法律第二百七十七号の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九條」を「第六十八條」に、「第七十條」を「第六十九條」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。

(役員及び職員)の秘密保持義務

第七條の二 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第四十九條第五項中「並びに」の下に「第七條の二及び」を加える。

第六十八條を削り、第六十九條を第六十八條とする。

第六章中第七十條の前に次の一條を加える。

第六十九條 第七條の二(第四十九條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第四條 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條」を「第二十五條」に、「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

第十條の次に次の一條を加える。

(役員及び職員)の秘密保持義務

第十條の二 信用基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十四條第一項中「第二号」を「第六号」に改め

る。

第二十條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第二十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 信用基金に対する通則法第六十四條第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

三 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四條第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

四 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

五 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章の章名を削る。

第二十五條の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第十條の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五條 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 役員及び職員(第八條、第十一條)」を「第二章 役員及び職員(第八條、第十一條)」を「第二章の二 運営委員会(第十一條の二)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第十一條の二 信用基金に、第十五條各号に規定する農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保証業務並びに第十二條第二項に規定する農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務ごとに、運営委員会を置く。

二 前項に規定する業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の変更

二 通則法第三十條第一項に規定する中期計画の作成又は変更

三 通則法第三十一條第一項に規定する年度計画の作成又は変更

四 運営委員会は、前項に規定するもののほか、第一項に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第十一條の三 運営委員会は、運営委員十一人以上をもつて組織する。

(運営委員)

第十一條の四 運営委員は、次に掲げる者、法人にあつては、その役員又は職員(のうちから、主務大臣が任命する。

一 政府以外の出資者(第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあつては、当該出資者が直接又は間接の構成員となつて法人を含む。)

二 当該運営委員会に係る第十一條の二第一項に規定する業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者

三 運営委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 第十條の二及び第十一條並びに通則法第二十一條第四項及び第二十三條第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、

それぞれ」とあるのは、「主務大臣は」と読み替へるものとする。

第二十六條中「第十條の二」の下に「第十一條の四第三項において準用する場合を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條第二項及び第三項、第十條第二項並びに第十七條の規定 公布の日

二 第三條及び第四條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第四條中独立行政法人農林漁業信用基金法第二十條の次に一條を加える改正規定 平成二十七年十月一日

四 第五條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(種苗管理センター等の解散等)

第二條 独立行政法人種苗管理センター(以下「種苗管理センター」という。)、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「種苗管理センター等」という。は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。が承継する。

三 この法律の施行の際現に種苗管理センター等が有する権利のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

四 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

五 種苗管理センターの平成二十八年三月三十一

日に終わる事業年度及び中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。))第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。附則第九条第四項において同じ。)における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

5 国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中長期目標の期間(通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。)における業務の実績についての通則法第三十五条の六第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究機構が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

6 種苗管理センター等の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に関する独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究機構が行うものとする。

7 種苗管理センター等の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究機構が従前の例により行うものとする。この場合において、

て、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号。次条第一項において「旧種苗管理センター法」という。))第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の中期目標」とあるのは「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成二十八年四月一日に始まる中長期目標」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「中長期計画」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十四条」と、附則第十四条の規定による廃止前の国立研究開発法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三号。次条第一項において「旧農業生物資源研究所法」という。))第十二条第一項及び附則第十四条の規定による廃止前の国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四号。次条第一項において「旧農業環境技術研究所法」という。))第十二条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十四条」とする。

9 第一項の規定により種苗管理センター等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(研究機構への出資)
第三条 前条第一項の規定により研究機構が種苗管理センター等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定により読み替えられた旧種苗管理センター法第十二条第一項、旧農業生物資源研究所法第十二条第一項又は旧農業環境技術研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に対し第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(以下「新研究機構法」という。))第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(研究機構が権利を承継する場合における非課税)
第四条 附則第二条第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第二条第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(研究機構の役員に関する特例)
第五条 研究機構に、役員として、新研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人以内を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十条第二項の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(研究機構の業務の特例等)
第六条 研究機構は、新研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、研究機構がこの法律の施行の際現に

行っている第一条の規定による改正前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第六号に掲げる業務(当該業務に係る同項第七号から第九号までに掲げる業務を含む。))及びこれに附帯する業務(以下この条において「特例業務」という。))を行う。

2 研究機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 前項に規定する勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4 第一項の規定により研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第一項中「第四十四条第一項」とあるのは「第四十四条第一項(独立行政法人に係る改革を推進するため、の農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。))附則第六条第二項に規定する勘定にあつては、同条第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項。以下この項において同じ。))と、同条第一項」とあるのは「通則法第四十四条第一項」と、「業務」とあるのは「業務及び平成二十七年整備法附則第六条第一項に規定する特例業務(以下「特例業務」という。))と、新研究機構法第十七条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特例業務」と、新研究機構法第十九条第二項中「業務」とあるのは「業務並びに特例業務」と、新研究機構法第二十一条第二項並びに第二十二條第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第二十四条第二号中規定する業務」とあるのは「規定する業務及び特例業務」とする。

務とする。

5 研究機構は、特例業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する額を特例業務に係る各出資者に対しその出資額に応じて分配するものとする。

6 前項の規定により特例業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

7 第五項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

8 研究機構は、第五項の規定により第二項に規定する勘定を廃止したときは、その廃止の際当該勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(種苗管理センター等の職員から引き続き研究機構の職員となつた者の退職手当の取扱い)

第七條 研究機構は、施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年整備法」という。))附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。で引き続き研究機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))としての引き続き在職期間を研究機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に種苗管理センター等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条

第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き旧種苗管理センター等(種苗管理センター、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号。以下この項において「通則法整備法」という。))第百四十九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)第二条の独立行政法人農業生物資源研究所(国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)第二条の独立行政法人農業環境技術研究所(国立研究開発法人農業環境技術研究所を含む。))をいう。以下この項において同じ。))の職員として在職する者に限る。))が、引き続き研究機構の職員となり、かつ、引き続き研究機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けているときは、この限りでない。

(研究機構の役員又は職員についての通則法の適用)

第八條 研究機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き旧種苗管理センター等(種苗管理センター、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号。以下この項において「通則法整備法」という。))第百四十九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)第二条の独立行政法人農業生物資源研究所(国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)第二条の独立行政法人農業環境技術研究所(国立研究開発法人農業環境技術研究所を含む。))をいう。以下この項において同じ。))の職員として在職する者に限る。))が、引き続き研究機構の職員となり、かつ、引き続き研究機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けているときは、この限りでない。

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第六十七号。以下「平成二十七年整備法」という。))附則第二項第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。))、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所又は旧国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「旧種苗管理センター等」という。))の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「旧種苗管理センター等役員」という。))であつた者を含む。以下この項において同じ。))を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者	であつた者(旧種苗管理センター等役員であつた者を含む。))
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	(旧種苗管理センター等を含む。))の組織
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと(旧種苗管理センター法等(平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号。))、国立研究開発法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)又は国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)をいう。以下この項において同じ。))又は旧種苗管理センター等が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧種苗管理センター等規則」という。))に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。))
通則法第五十条の十一に	させたこと	させたこと(旧種苗管理センター等の役員又は職員にこの法律、旧種苗管理センター法等若しくは他の法令又は旧種苗管理センター等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。))
であつた者	であつた者	であつた者(旧種苗管理センター等の役員又は職員であつた者を含む。))
であつた者	であつた者	であつた者(旧種苗管理センター等役員であつた者を含む。))

において準用する通則法第五十条の六第一号	定めるもの	（を含む。） 定めるもの（離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	（旧種苗管理センター等を含む。）の役員又は管理
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	（旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等

（水産大学の解散等）

第九条 独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際現に水産大学校が有する権利のうち、研究・教育機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究・教育機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究・教育機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究・

教育機構に対してなされるものとする。

5 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究・教育機構が行うものとする。

6 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究・教育機構が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究・教育機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号。次条第一項において「旧水産大学校法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の中期目標とあるのは、国立研究開発法人水産研究・教育機構の平成二十八年四月一日に始まる中長期目標」と、「第三十条第一

項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「中長期計画」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十二条第一項、第二項及び第四項」とする。

8 第一項の規定により水産大学校が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（研究・教育機構への出資）

第十条 前条第一項の規定により研究・教育機構が水産大学校の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究・教育機構が承継する資産の価額（同条第七項の規定により読み替えられた旧水産大学校法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究・教育機構に対し出資されたものとする。この場合において、研究・教育機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する資産の価額について準用する。

（研究・教育機構が権利を承継する場合における非課税）

第十一条 附則第九条第一項の規定により研究・教育機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課することができない。

（水産大学校の職員から引き続き研究・教育機構の職員となった者の退職手当の取扱い）

第十二条 研究・教育機構は、施行日の前日に水産大学校の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続いて研究・教育機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給し

ようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を研究・教育機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に水産大学校を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に水産大学校の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き水産大学校の職員として在職する者に限る。）が、引き続き研究・教育機構の職員となり、かつ、引き続き研究・教育機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の水産大学校の職員としての在職期間及び研究・教育機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に水産大学校又は研究・教育機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（研究・教育機構の役員又は職員についての通則法の適用）

第十三条 研究・教育機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号、第六項において「平成二十七年整備法」という。)附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。以下「旧水産大学校」という。)の中期目標管理法役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。)を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	の組織	したこと	させたこと	であつた者	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号
	であつた者	であつた者(旧水産大学校の中期目標管理法役職員であつた者を含む。)	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	したこと	させたこと	であつた者	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号
	であつた者	であつた者(旧水産大学校の中期目標管理法役職員であつた者を含む。)	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	したこと	させたこと	であつた者	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号
	であつた者	であつた者(旧水産大学校の中期目標管理法役職員であつた者を含む。)	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	したこと	させたこと	であつた者	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号
	であつた者	であつた者(旧水産大学校の中期目標管理法役職員であつた者を含む。)	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	したこと	させたこと	であつた者	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号
(独立行政法人種苗管理センター法等の廃止) 第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。 一 独立行政法人種苗管理センター法 二 国立研究開発法人農業生物資源研究所法 三 国立研究開発法人農業環境技術研究所法 四 独立行政法人水産大学校法 (独立行政法人種苗管理センター法等の廃止に伴う経過措置) 第十五条 種苗管理センター等又は水産大学校の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置) 第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規										
(植物防疫法の一部改正) 第十九条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百五十一号)の一部を次のように改正する。 第十六条第二号中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。 (水産資源保護法の一部改正) 第二十条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 第二十条の見出し中「センター」を「機構」に改										
国立研究開発法人水産研究・教育機構 成十一年法律第九十九号) 国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号) め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター(以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、同条第四項及び第五項中「センター」を「機構」に改める。 第二十一条中「センター」を「機構」に改める。 第三十一条の見出しを削り、同条第三号中「センター」を「機構」に改める。 (国家公務員共済組合法の一部改正) 第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年										
定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。 (船員保険法の一部改正) 第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。 別表第一 独立行政法人種苗管理センターの項、独立行政法人水産大学校の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。										
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	と営利企業等	(旧水産大学校を含む。)の役員又は管理	と営利企業等	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	等	と営利企業等	と営利企業等	と営利企業等	と営利企業等	と営利企業等

年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二 独立行政法人種苗管理センターの項、独立行政法人水産大学の項、国立研究開

国立研究開発法人水産研究・教育機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)

(印紙税法の一部改正)

第二十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号を」第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第五項まで」に改め、「漁業災害補償法の下に」(昭和三十九年法律第五十八号)を加える。

(種苗法の一部改正)

第二十三條 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「独立行政法人種苗管理センター(以下「種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」に改め、同条第五項及び第六項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。

第四十七條第二項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。

第六十三條の見出し中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」に、「家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

第六十四條(見出しを含む)及び第七十四條中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 前条の規定の施行の際現に同条の規

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十号

発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)

定による改正前の種苗法(以下この条において「旧種苗法」という。)第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により種苗管理センターに行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法(以下この条において「新種苗法」という。)第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験とみなす。

2 施行日前に旧種苗法第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により種苗管理センターに行わせた栽培試験は、新種苗法第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により研究機構に行わせた栽培試験とみなす。

3 施行日前に旧種苗法第十五条第五項(旧種苗法第四十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験は、新種苗法第十五条第五項(新種苗法第四十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定により研究機構が依頼した栽培試験とみなす。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七條中「(国立研究開発法人水産総合研究センター)の下に」又は「国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

(食品安全基本法の一部改正)
第二十六條 食品安全基本法(平成十五年法律第

四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十九号)第十三条第一項を削り、「国立研究開発法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)

第二十七條 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産総合研究センター」を「独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、同項第一号中「独立行政法人種苗管理センター」を削り、「及び国立研究開発法人水産総合研究センター」を、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

(平成十八年整備法の一部改正)

第二十八條 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「引き続き当該施行日後の研究機構等」の下に「(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第号)以下この項において「平成二十七年整備法」という。)第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究

開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。」を加える。

附則第五條中「独立行政法人農業者大学校」を「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所」に、「及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を、「独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び独立行政法人水産大学校に、「国立研究開発法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、「独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業環境技術研究所の」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第二十九條 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四及び二十五 削除

別表第一第二十八号を次のように改める。

二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構

(農林水産省設置法の一部改正)

第三十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに関すること。

理由

農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人種苗管理センター等を解散し、これらの業務を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に承継させるとともに、独立行政法人水産大学校を解散し、その業務を国立研究開発法人水産研究・教育機構に承継させるほか、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人農林漁業信用基金の役員及び職員に対し秘密保持義務を課す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員會議録第十四号中正誤

ページ 段 行 誤

三三 一四 末 二 なくてならない なくてはない

平成二十七年九月四日印刷

平成二十七年九月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K